

平成30年2月21日

市議会議長

須田 勝 様

渋川市長 高 木 勉

平成30年3月渋川市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙のとおり告示したので通知するとともに、議案を次のとおり送付します。

1	報告第3号	市長専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
2	報告第4号	市長専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
3	報告第5号	市長専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
4	報告第6号	市長専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
5	議案第2号	市長専決処分の報告と承認について（平成29年度渋川市一般会計補正予算（第6号））
6	議案第3号	渋川市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任の承認について
7	議案第4号	渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例
8	議案第5号	渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
9	議案第6号	渋川市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
10	議案第7号	渋川市立渋川北小学校田部井文庫基金条例及び渋川市立豊秋小学校大谷文庫基金条例を廃止する条例
11	議案第8号	渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

12	議案第9号	渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
13	議案第10号	渋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
14	議案第11号	渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
15	議案第12号	渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
16	議案第13号	渋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
17	議案第14号	渋川市介護保険条例の一部を改正する条例
18	議案第15号	渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
19	議案第16号	渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
20	議案第17号	渋川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
21	議案第18号	渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
22	議案第19号	渋川市介護保険法関係手数料条例
23	議案第20号	渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
24	議案第21号	渋川市営住宅等条例の一部を改正する条例
25	議案第22号	渋川市借上賃貸住宅条例の一部を改正する条例
26	議案第23号	渋川市公園条例の一部を改正する条例
27	議案第24号	平成29年度渋川市一般会計補正予算（第7号）

28	議案第25号	平成29年度渋川市国民健康保険特別会計補正予算 (第5号)
29	議案第26号	平成29年度渋川市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)
30	議案第27号	平成29年度渋川市介護保険特別会計補正予算 (第4号)
31	議案第28号	平成29年度渋川市下水道事業特別会計補正予算 (第5号)
32	議案第29号	平成29年度渋川市農業集落排水事業特別会計補正 予算(第5号)
33	議案第30号	平成29年度渋川市個別排水処理事業特別会計補正 予算(第2号)
34	議案第31号	平成30年度渋川市一般会計予算
35	議案第32号	平成30年度渋川市国民健康保険特別会計予算
36	議案第33号	平成30年度渋川市後期高齢者医療特別会計予算
37	議案第34号	平成30年度渋川市介護保険特別会計予算
38	議案第35号	平成30年度渋川市農産物直売事業特別会計予算
39	議案第36号	平成30年度渋川市伊香保温泉観光施設事業特別会 計予算
40	議案第37号	平成30年度渋川市小野上温泉事業特別会計予算
41	議案第38号	平成30年度渋川市交流促進センター事業特別会計 予算
42	議案第39号	平成30年度渋川市下水道事業特別会計予算
43	議案第40号	平成30年度渋川市農業集落排水事業特別会計予算

44	議案第41号	平成30年度渋川市個別排水処理事業特別会計予算
45	議案第42号	平成30年度渋川市水道事業会計予算



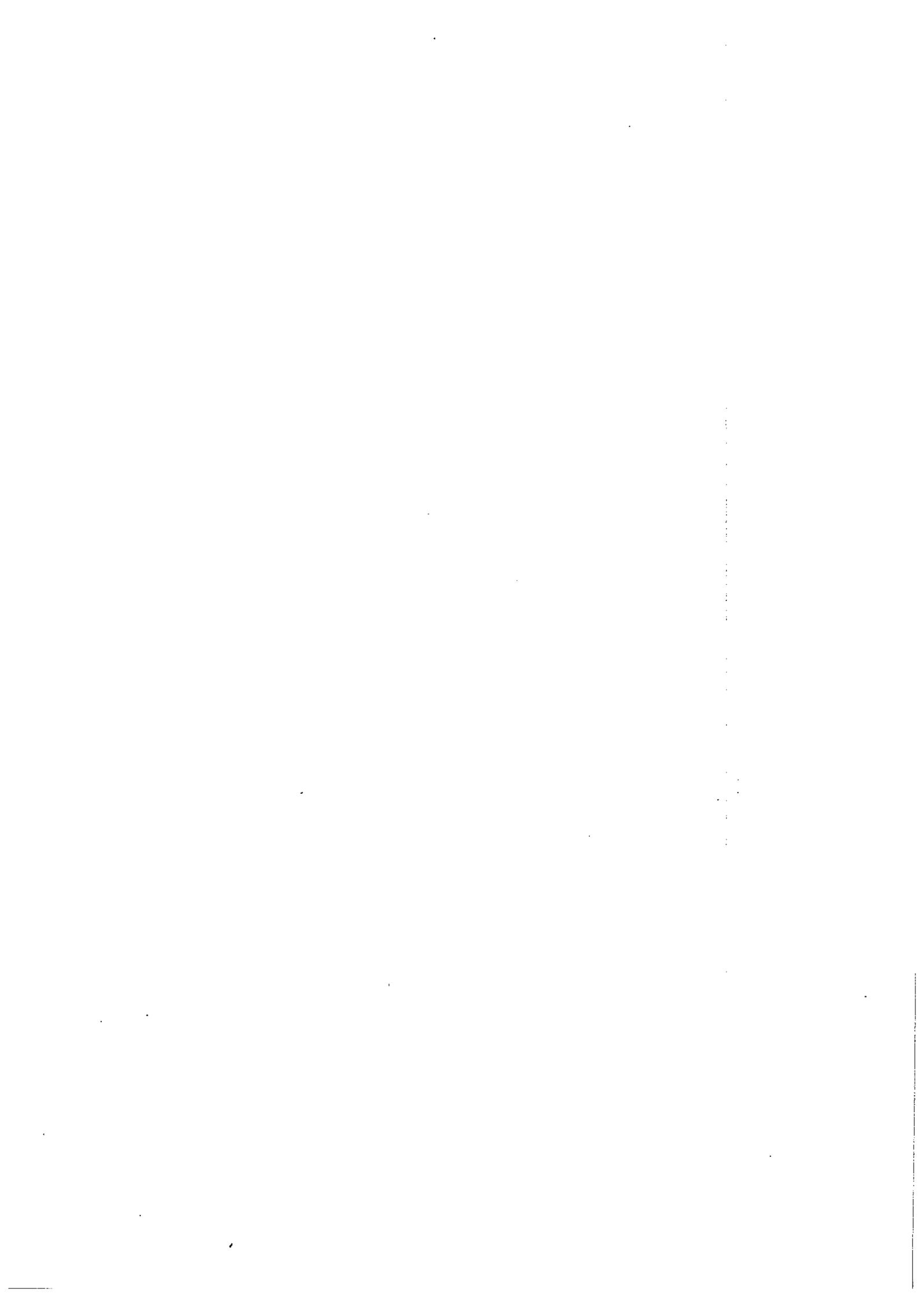
渋川市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、渋川市議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月21日

渋川市長 高木 勉

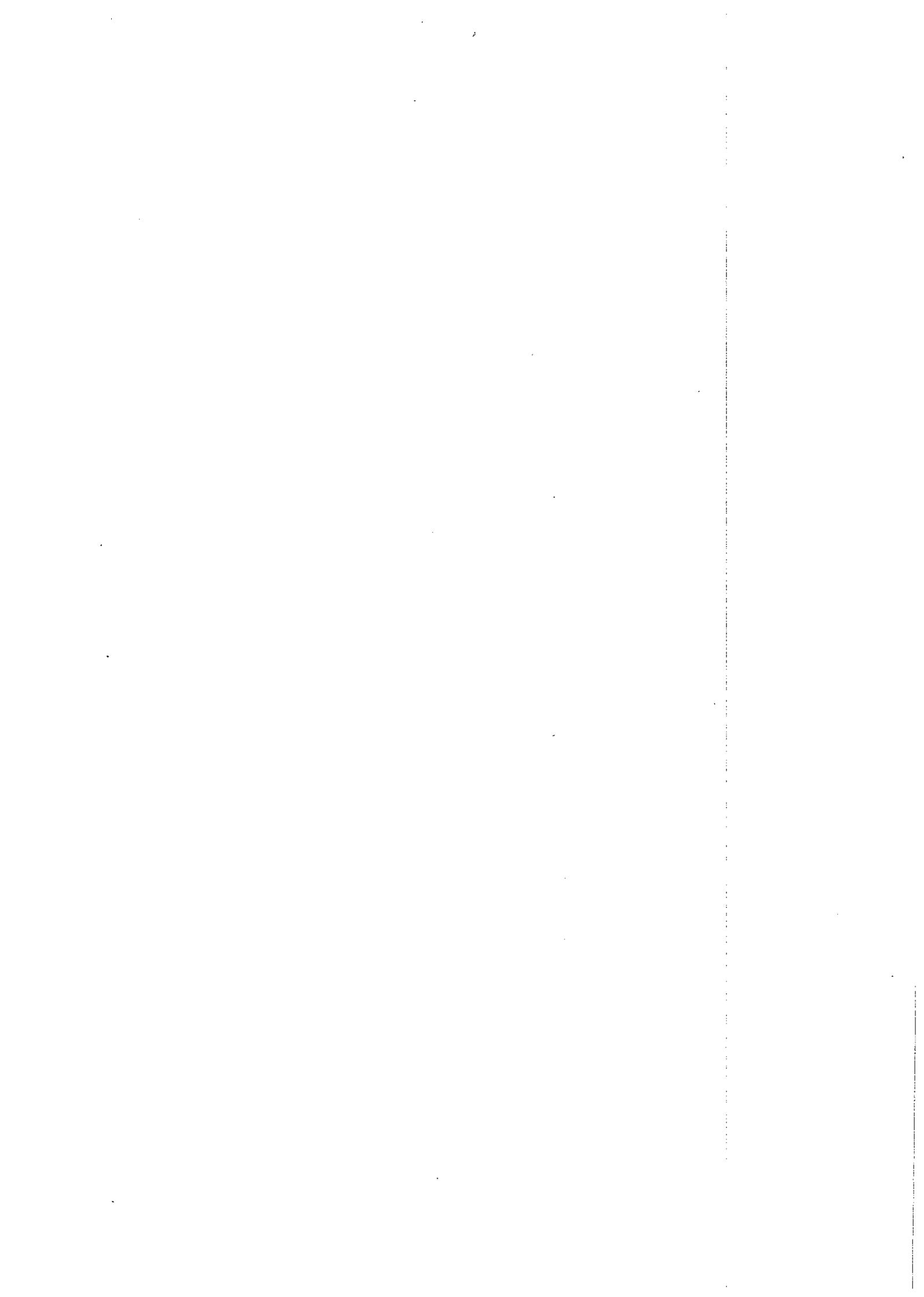
- 1 日 時 平成30年2月28日 午前10時
- 2 場 所 渋川市議会議場



平成30年2月28日招集

平成30年3月
渋川市議会定例会議案

(一般議案・条例関係)



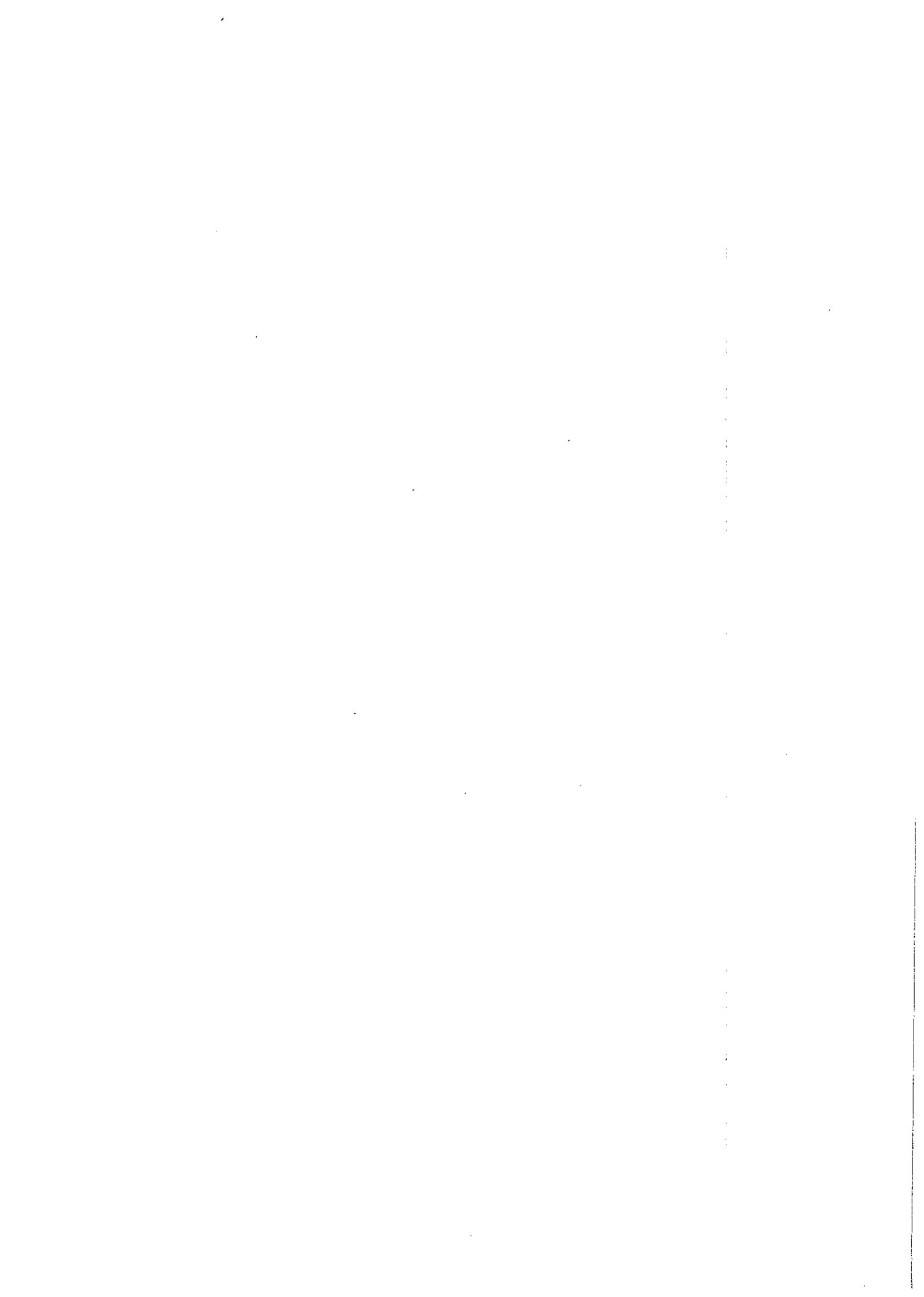
報告第3号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高木 勉



専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成29年5月9日午後1時43分ごろ、渋川市金井4211番1地先県道渋川松井田線において、伊香保公民館職員運転の公用車（群馬300な9185）が東に向かって走行中、公用車の前方を走行し、右折車線に進路変更をした[REDACTED]氏運転の普通乗用車（[REDACTED]所有者同氏）が右折車線から突然直進車線に進路を変更したため、公用車の右前部に接触し、双方の車両が破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

平成29年12月28日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

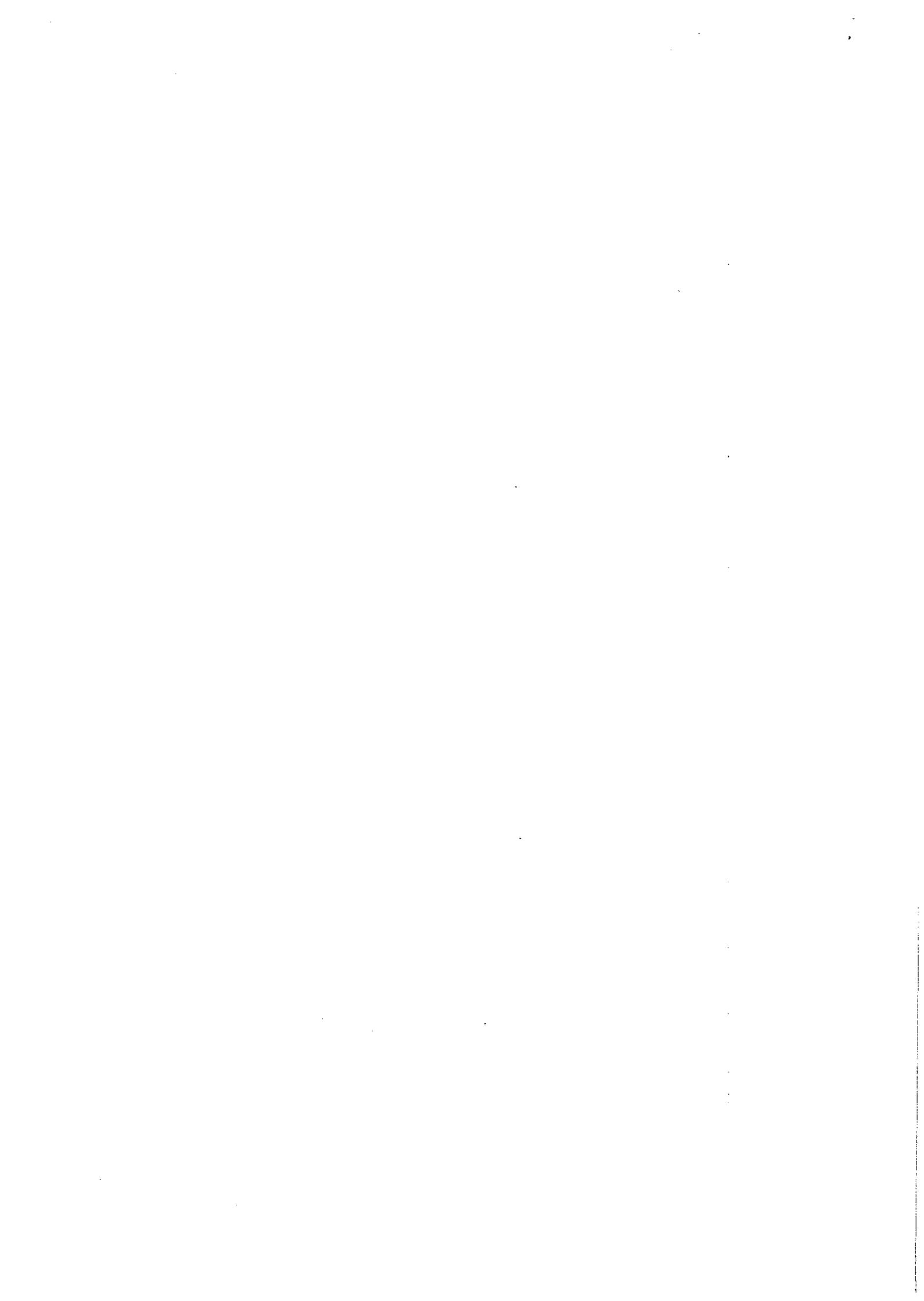
当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費486,441円のうち97,288円を支払う。
- (2) 乙は甲に対し、車両修理費180,597円のうち144,477円を支払う。
- (3) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

97,288円



報告第4号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月28日提出

澁川市長 高 木 勉



専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成29年8月18日午後4時55分ごろ、渋川市渋川4173番地先県道渋川吉岡線を、商工観光部観光課職員運転の公用車（群馬46ふ9915）が北に向かって走行中、

氏運転の普通乗用車（所有者同氏）が交差点右側から突如進入したことにより、公用車の減速が間に合わず、双方の車両が衝突し、破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月16日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

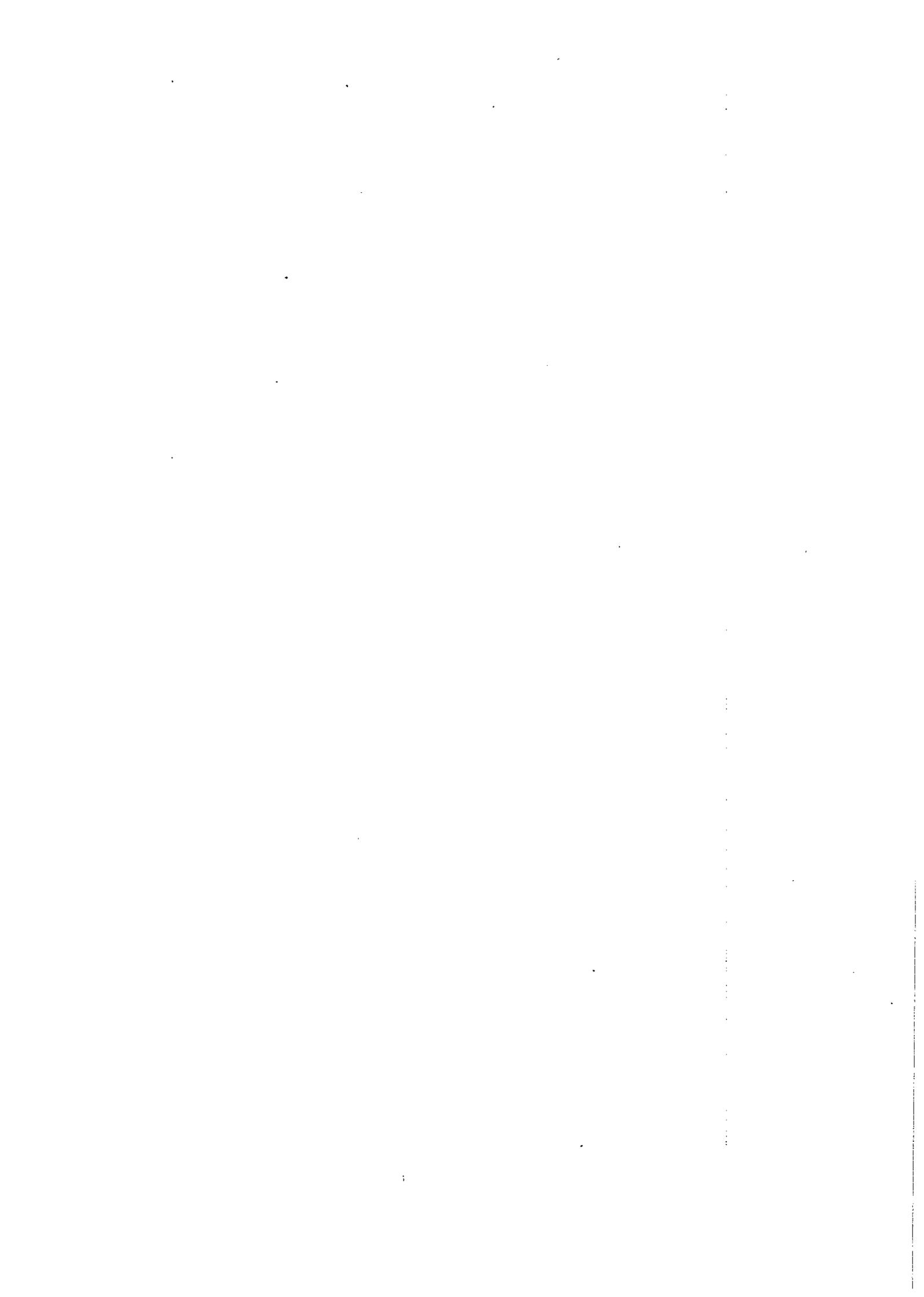
当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費243,767円のうち48,753円を支払う。
- (2) 乙は甲に対し、車両修理費175,867円のうち140,694円を支払う。
- (3) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

48,753円



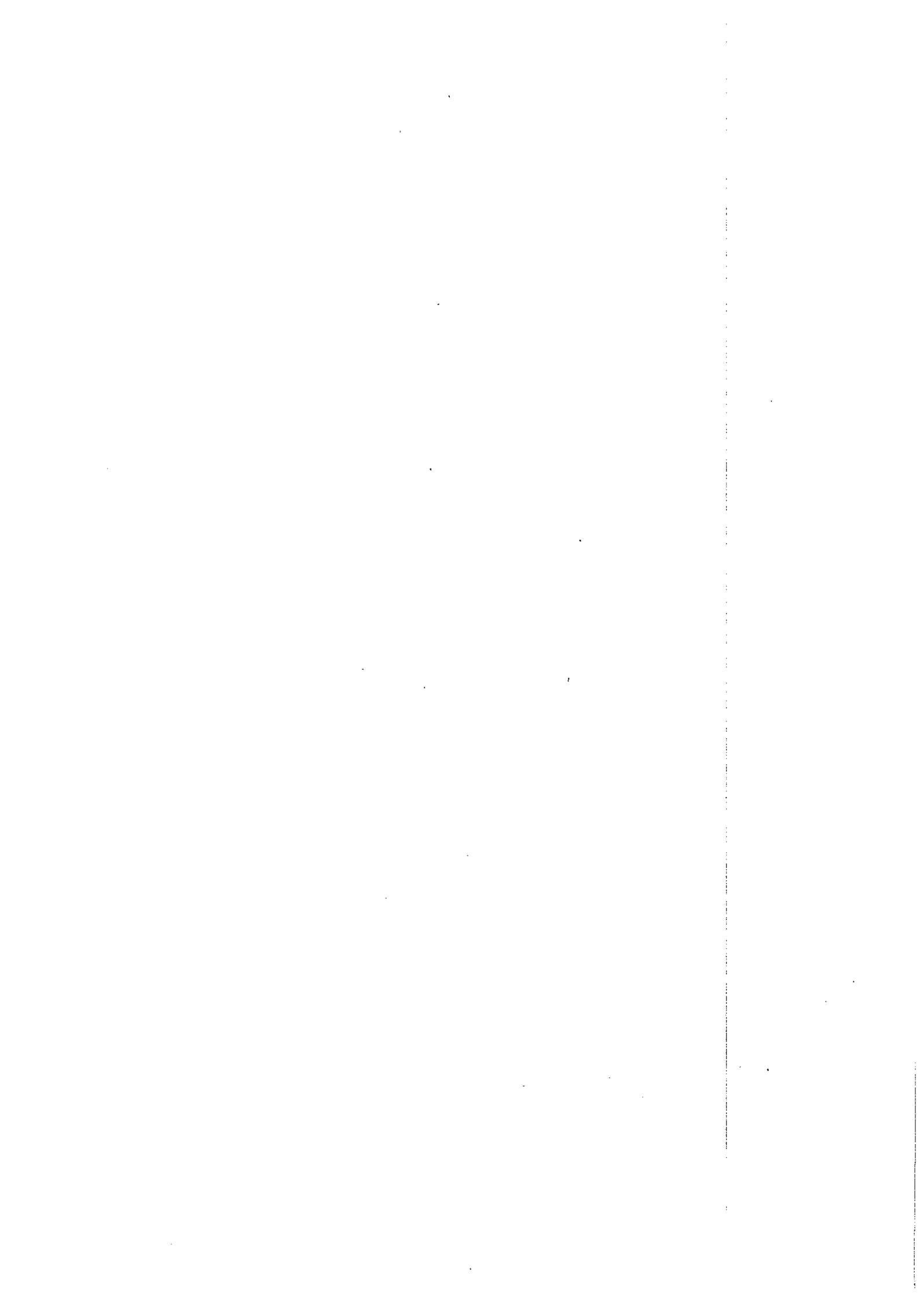
報告第5号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉



専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成29年10月15日午後0時30分ごろ、渋川市伊香保町伊香保560番地14 渋川市消防団第13分団詰所車庫内において、同分団所属の消防団員が消防ポンプ自動車（群馬830さ1301）を駐車するため後退させたところ、車庫内に駐車中の同分団団員 [REDACTED] [REDACTED] 氏所有の普通乗用車（ [REDACTED] ）に接触し、右前輪のタイヤハウス上部が破損したため、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月17日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

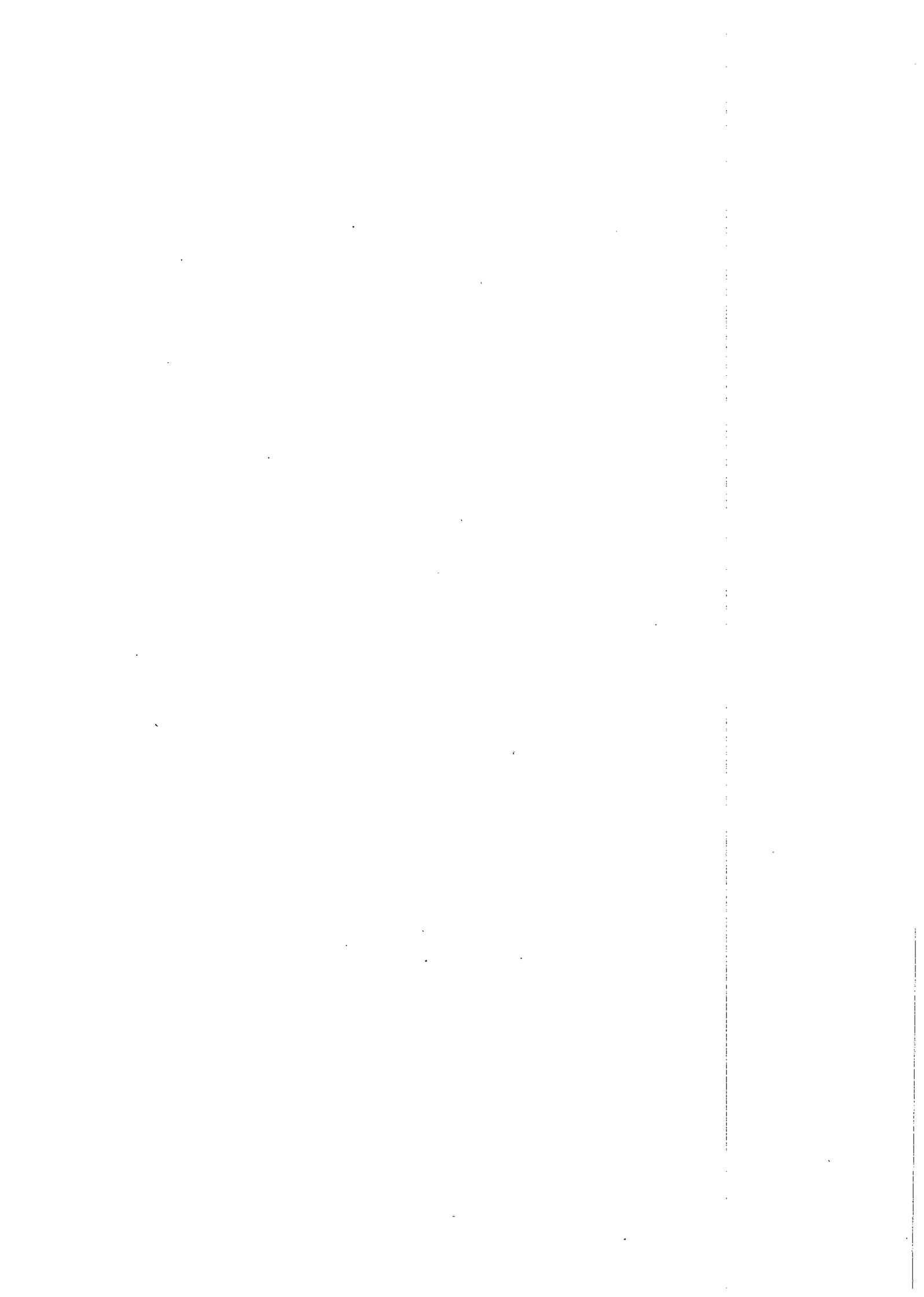
当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費125,085円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

125,085円



報告第6号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月28日提出

澁川市長 高木 勉



専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成29年7月6日ごろ、

の押入内において雨漏りが発生し、入居者氏が所有する寝具類が汚損したため、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月18日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

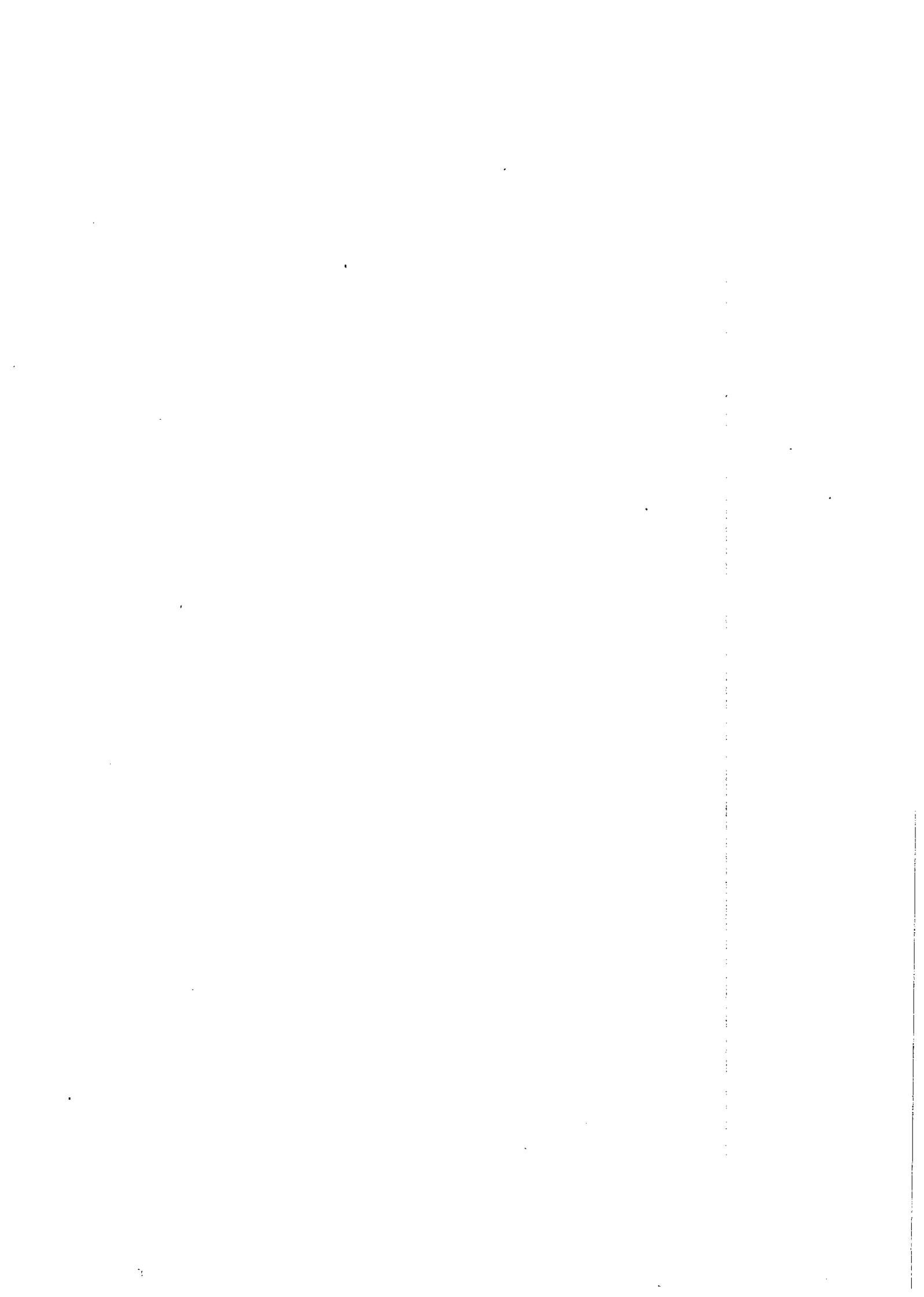
当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙

- (1) 甲は乙に対し、損害賠償金44,000円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

44,000円



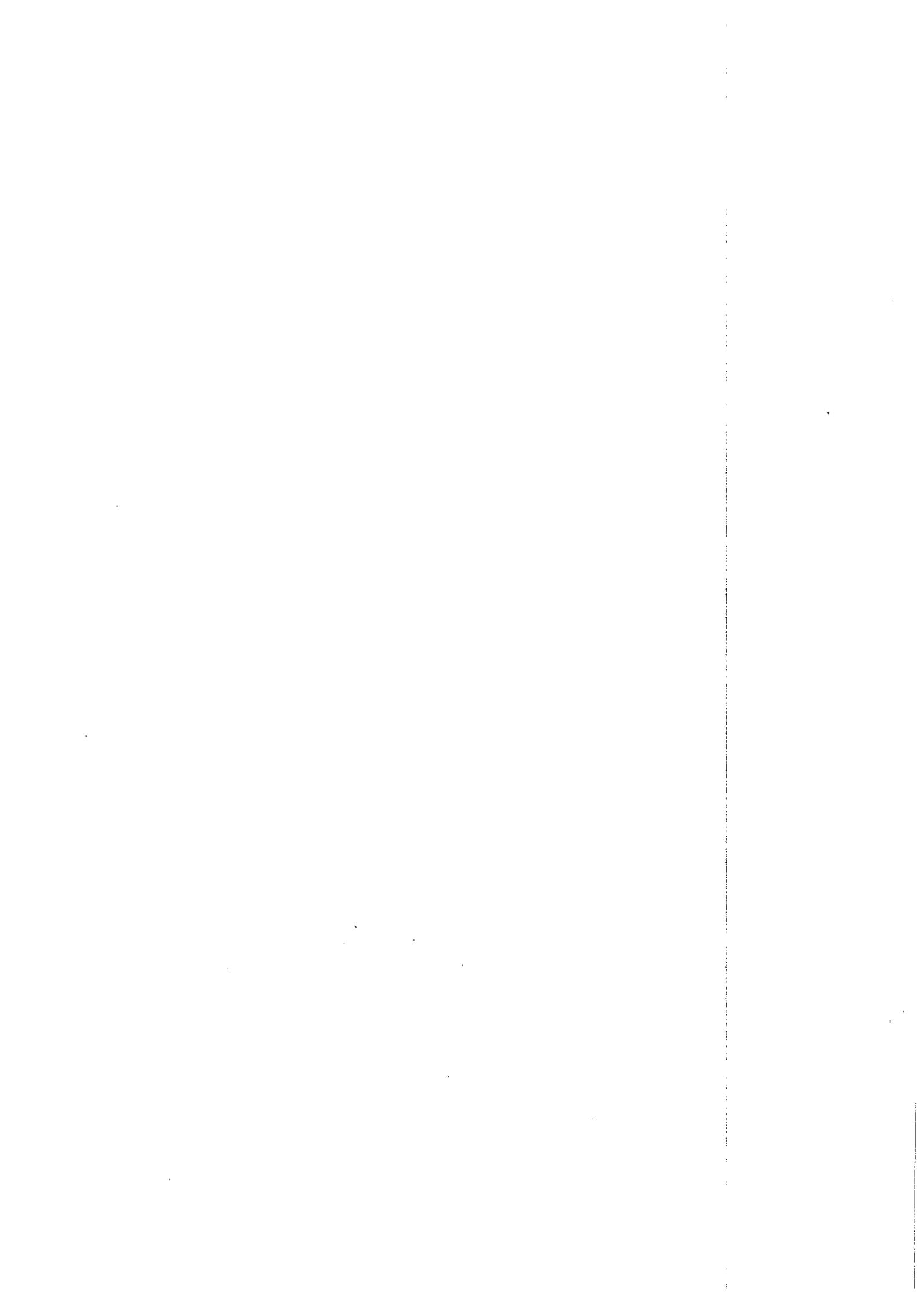
議案第 2 号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉



専 決 処 分 書

平成29年度渋川市一般会計補正予算（第6号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、別紙のとおり専決処分する。

平成30年1月23日

渋川市長 高 木 勉



平成29年度渋川市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度渋川市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,891,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年1月23日

渋川市長 高 木 勉

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
19 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
8 土木費	
	2 道路橋りょう費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
553,709	31,222	584,931
553,709	31,222	584,931
33,859,941	31,222	33,891,163

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,258,881	31,222	3,290,103
1,188,203	31,222	1,219,425
33,859,941	31,222	33,891,163

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
19 繰越金	553,709
歳入合計	33,859,941

歳出

款	補正前の額	補正額
8 土木費	3,258,881	31,222
歳出合計	33,859,941	31,222

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
31,222	584,931	
31,222	33,891,163	

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3,290,103				31,222	
33,891,163				31,222	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
19	繰越金	553,709	31,222	584,931
	1 繰越金	553,709	31,222	584,931
	1 繰越金	553,709	31,222	584,931

19 繰越金
(単位：千円)

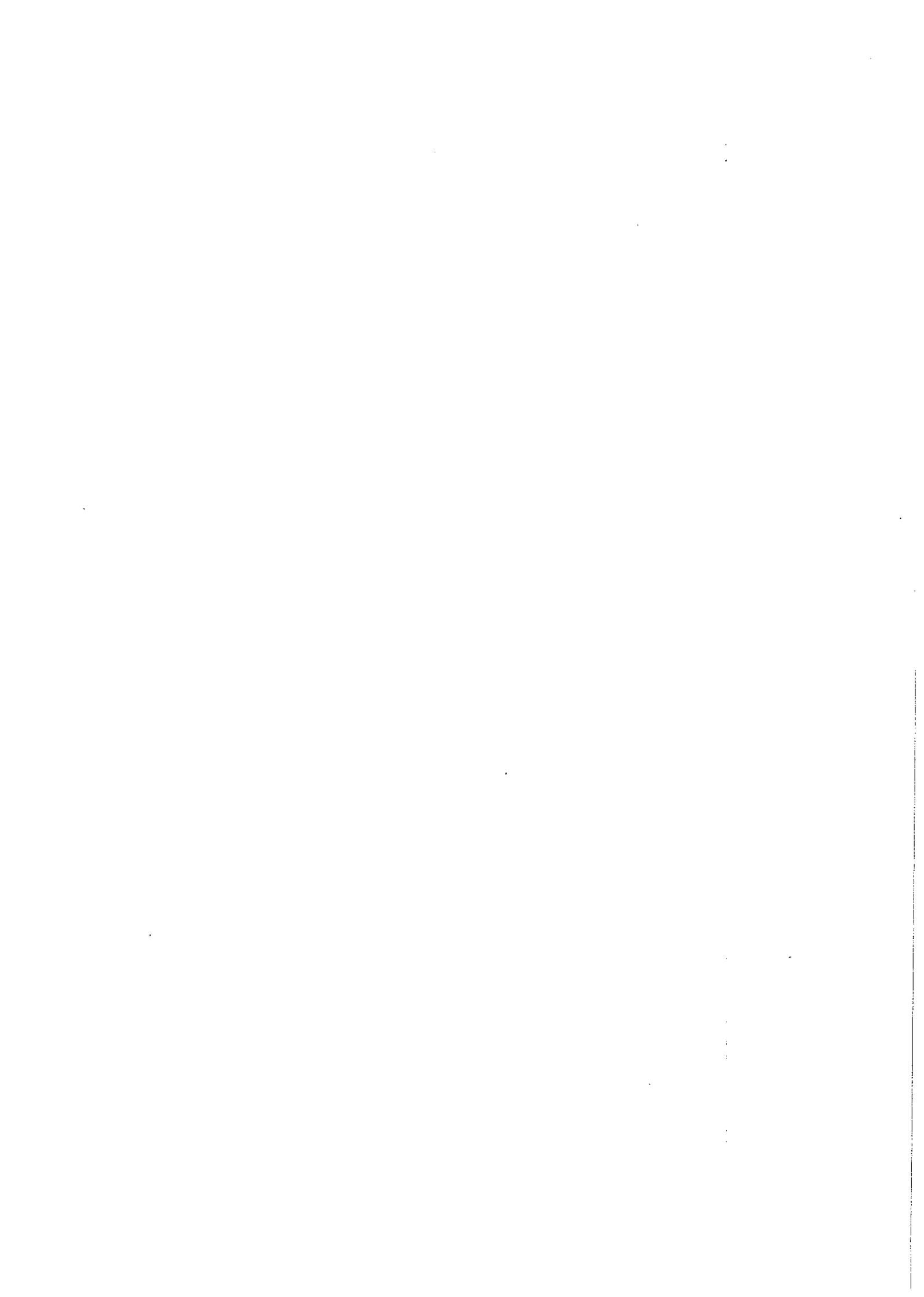
節		説明	
区分	金額		
1 前年度繰越金	31,222	前年度繰越金	31,222

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8	土木費	3,258,881	31,222	3,290,103				31,222
	2 道路橋りょう費	1,188,203	31,222	1,219,425				31,222
	2 道路維持費	355,833	31,222	387,055				31,222

8 土木費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	31,222	◎道路維持管理事業 1301 委託料	31,222 31,222



議案第 3 号

澁川市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任の承認について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 4 項の規定により、次の者を澁川市固定資産評価審査委員会の補欠委員に選任したから、同条第 5 項の規定により、議会の承認を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

澁川市長 高 木 勉

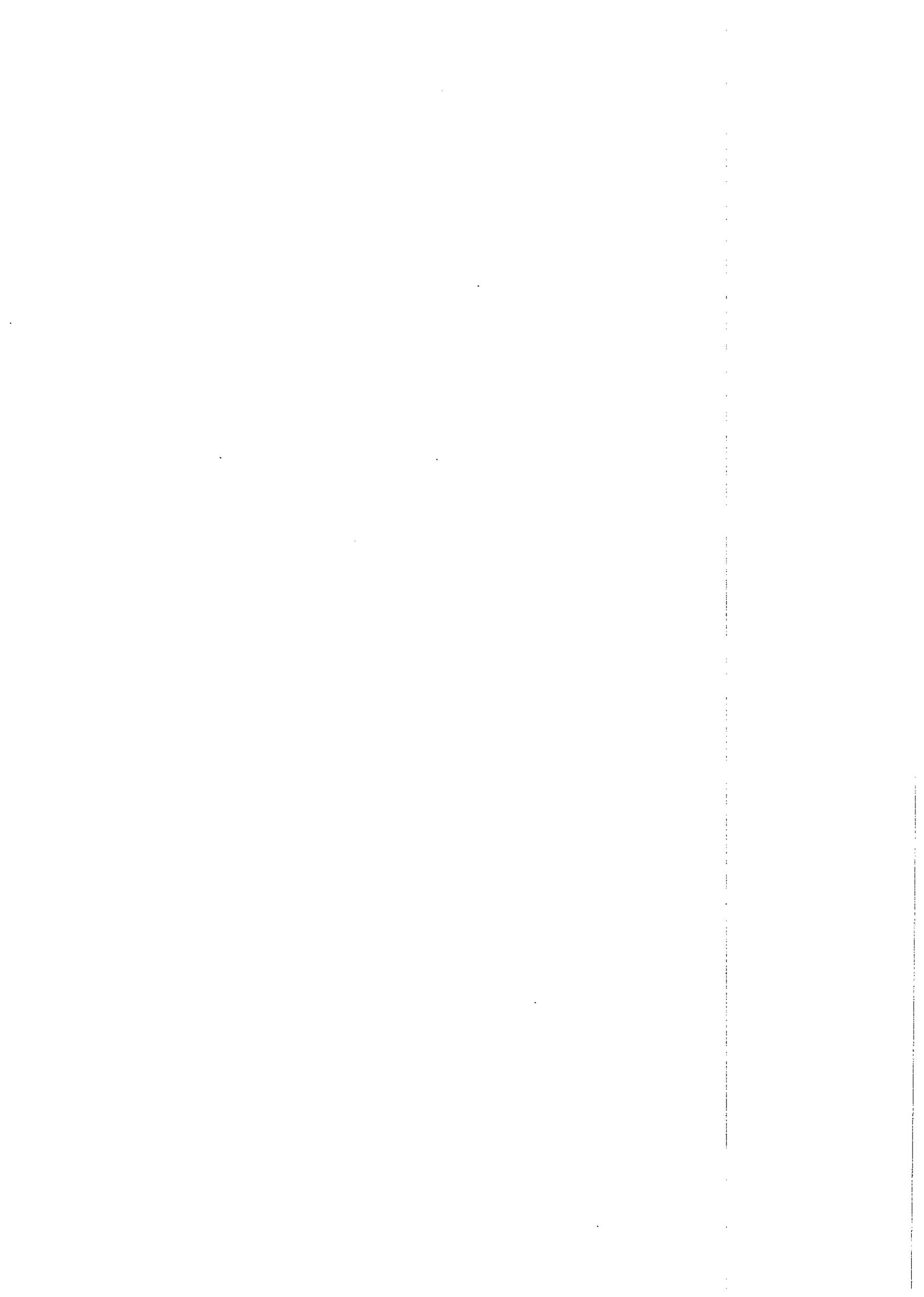
氏 名 森 田 繁

生年月日 昭和 25 年 2 月 20 日

住 所 澁川市伊香保町伊香保 271 番地 3

理 由

澁川市固定資産評価審査委員会の委員 飯野英世氏の死去により欠員が生じ、補欠委員として平成 30 年 1 月 22 日に森田繁氏を選任したため、承認を求めようとするものである。



議案第 4 号

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

渋川市事務分掌条例（平成 18 年渋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「企画部」を「総合政策部」に改める。

第 2 条第 1 号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、同号キ中「、財産」を削り、同号キを同号カとし、同号クからコまでを同号キからケまでとし、同条第 2 号中「企画部」を「総合政策部」に改め、同号中オをクとし、クの前に次のように加える。

カ 市の財産に関する事項

キ 交通に関する事項

第 2 条第 2 号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 広報及び広聴に関する事項

第 2 条第 3 号中カを削り、キをカとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（渋川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正）

2 渋川市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 27 年渋川市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「行政課」を「総務課」に改める。

（渋川市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

3 渋川市スポーツ推進審議会条例（平成 18 年渋川市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画部」を「総合政策部」に改める。

理 由

組織機構の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1) (略) (2) <u>総合政策部</u> (3) ～ (8) (略)</p>	<p>(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1) (略) (2) <u>企画部</u> (3) ～ (8) (略)</p>
<p>(事務の分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部 ア 秘書に関する事項</p>	<p>(事務の分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部 ア 秘書に関する事項</p>
<p>イ 議会及び行政一般に関する事項 ウ 消防防災に関する事項 エ 文書及び法規に関する事項 オ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項 カ 市の予算、<u>給与、研修及び福利厚生に関する事項</u> キ 契約及び工事の<u>検査に関する事項</u> ク 市税に関する事項 ケ その他<u>の所管に属しない事項</u></p>	<p>イ 議会及び行政一般に関する事項 ウ 消防防災に関する事項 エ 文書及び法規に関する事項 オ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項 カ 市の予算、<u>財産その他財務に関する事項</u> キ 契約及び工事の検査に関する事項 ク 市税に関する事項 ケ その他<u>の所管に属しない事項</u></p>
<p>(2) <u>総合政策部</u> ア 市政の総合企画及び調整に関する事項 イ 広報及び広聴に関する事項 ウ 行政改革に関する事項 エ 情報化に関する事項 オ 統計に関する事項 カ 市の財産に関する事項 キ <u>交通に関する事項</u> ク スポーツに関する事項 (3) 市民部 ア 市民生活及び市民活動に関する事項</p>	<p>(2) <u>企画部</u> ア 市政の総合企画及び調整に関する事項 イ 行政改革に関する事項 ウ 情報化に関する事項 エ 統計に関する事項 オ スポーツに関する事項 (3) 市民部 ア 市民生活及び市民活動に関する事項</p>

イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
ウ 国民健康保険及び国民年金に関する事項
エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域汚水処理に関する事項を除く。）
オ 環境に関する事項
カ 男女共同参画に関する事項
キ (4)～(8) (略)

イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
ウ 国民健康保険及び国民年金に関する事項
エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域汚水処理に関する事項を除く。）
オ 環境に関する事項
カ 交通に関する事項
キ 男女共同参画に関する事項
(4)～(8) (略)

茨川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 茨川市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年茨川市条例第46号）の一部改正
 （附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第21条 再調査委員会の庶務は、総務部総務課において行うものとする。</p>	<p>(庶務) 第21条 再調査委員会の庶務は、総務部行政課において行うものとする。</p>

茨川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 茨川市スポーツ推進審議会条例（平成18年茨川市条例第118号）の一部改正
 （附則第3項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>総合政策部</u>スポーツ課において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>企画部</u>スポーツ課において処理する。</p>

議案第 5 号

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成 18 年澁川市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

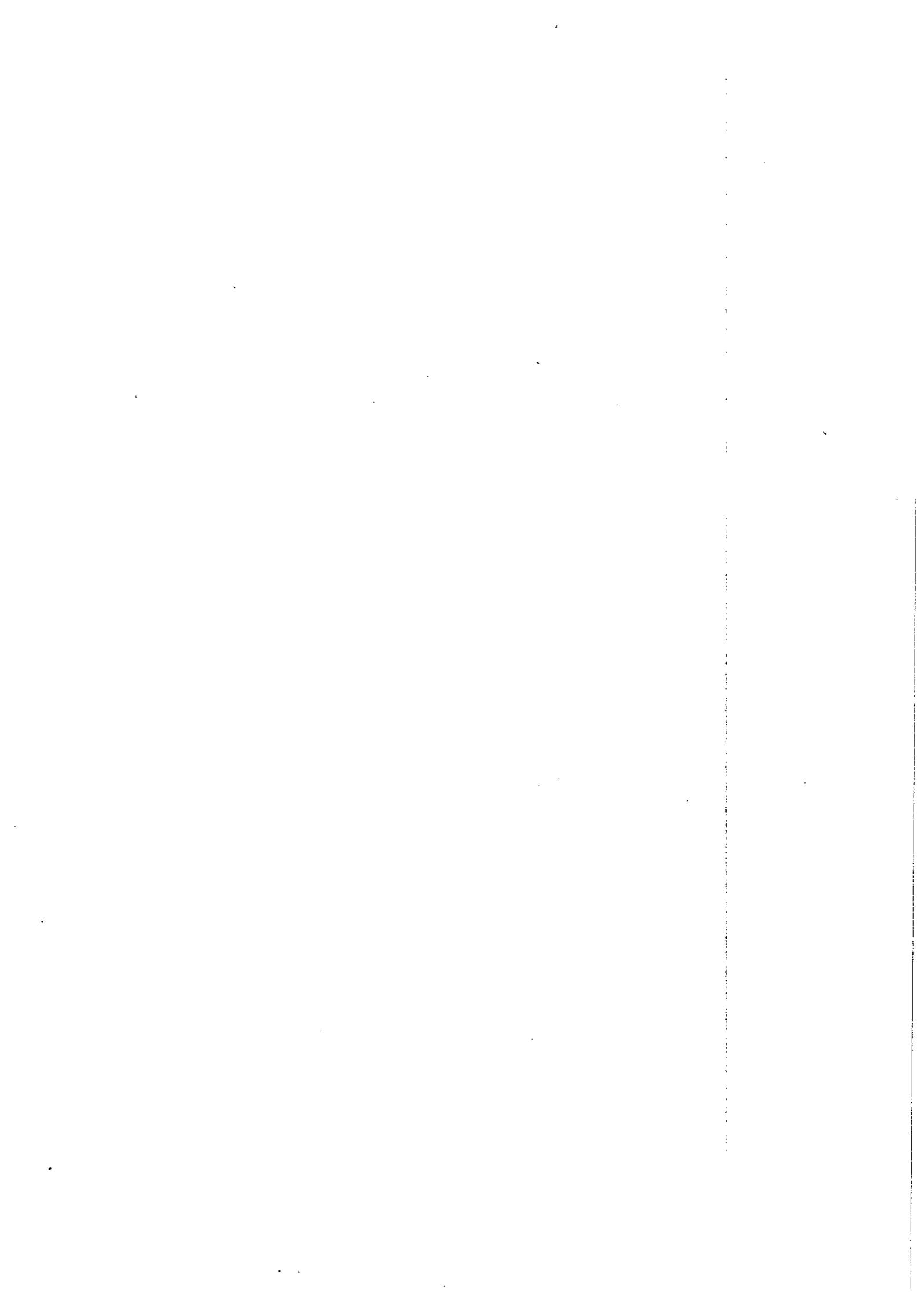
- 17 平成 30 年度に限り、第 4 条の規定による期末手当の額は、同条の規定により算出した期末手当の額から市長においては 100 分の 30 に、副市長においては 100 分の 20 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

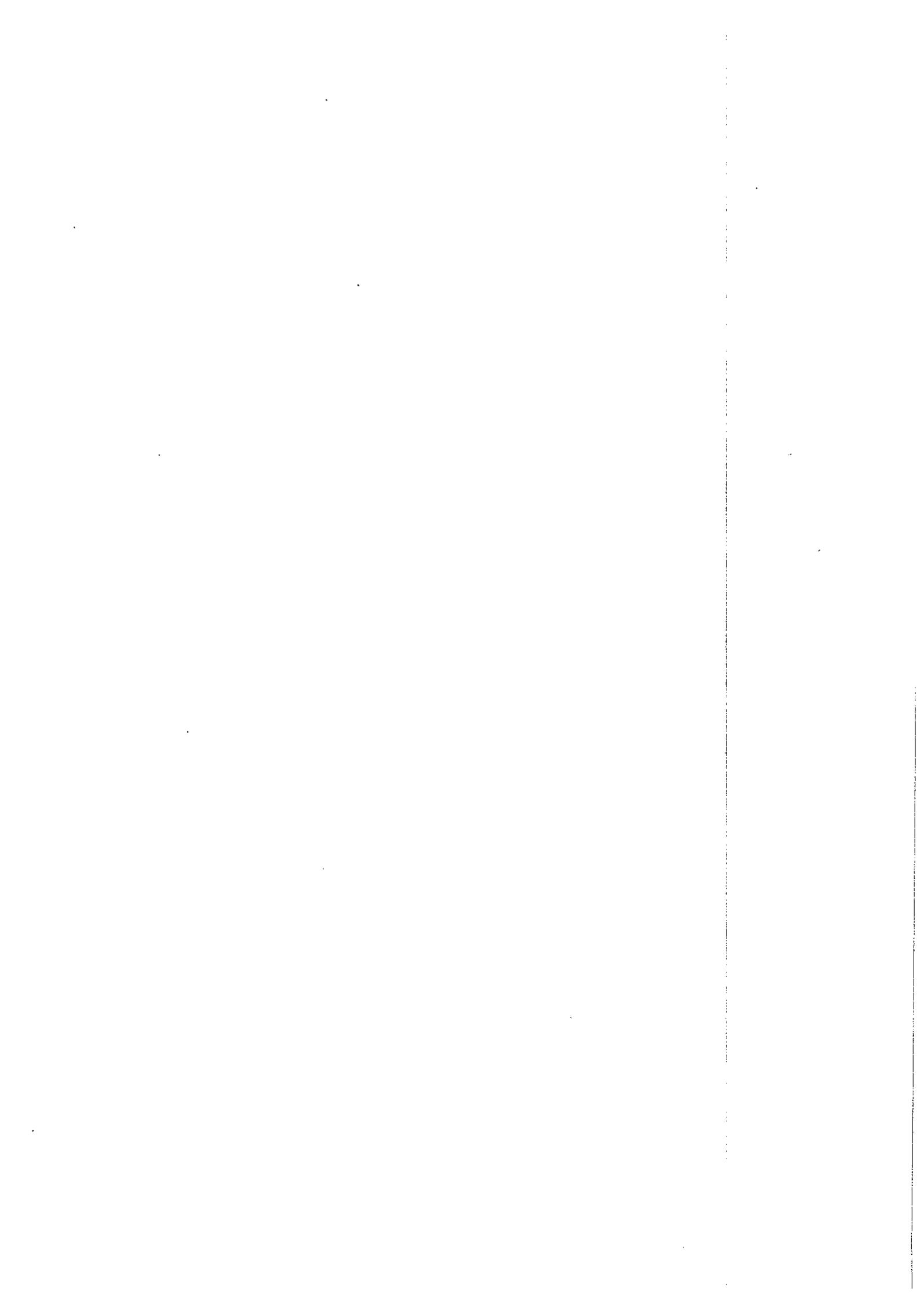
市長及び副市長の期末手当について、厳しい財政状況下であることから、市長においては 30 パーセント、副市長においては 20 パーセントの減額を行うため、所要の改正をしようとするものである。



茨川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～16（略）</p> <p>17 平成30年度に限り、第4条の規定による期末手当の額は、同条の規定により算出した期末手当の額から市長においては100分の30に、副市長においては100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>附 則 1～16（略）</p>



議案第6号

渋川市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

渋川市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成18年渋川市条例第61号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の渋川市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条の規定により固定資産税の課税が免除されているものについては、旧条例第2条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（渋川市工場等設置奨励条例の一部改正）

- 3 渋川市工場等設置奨励条例（平成27年渋川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削る。

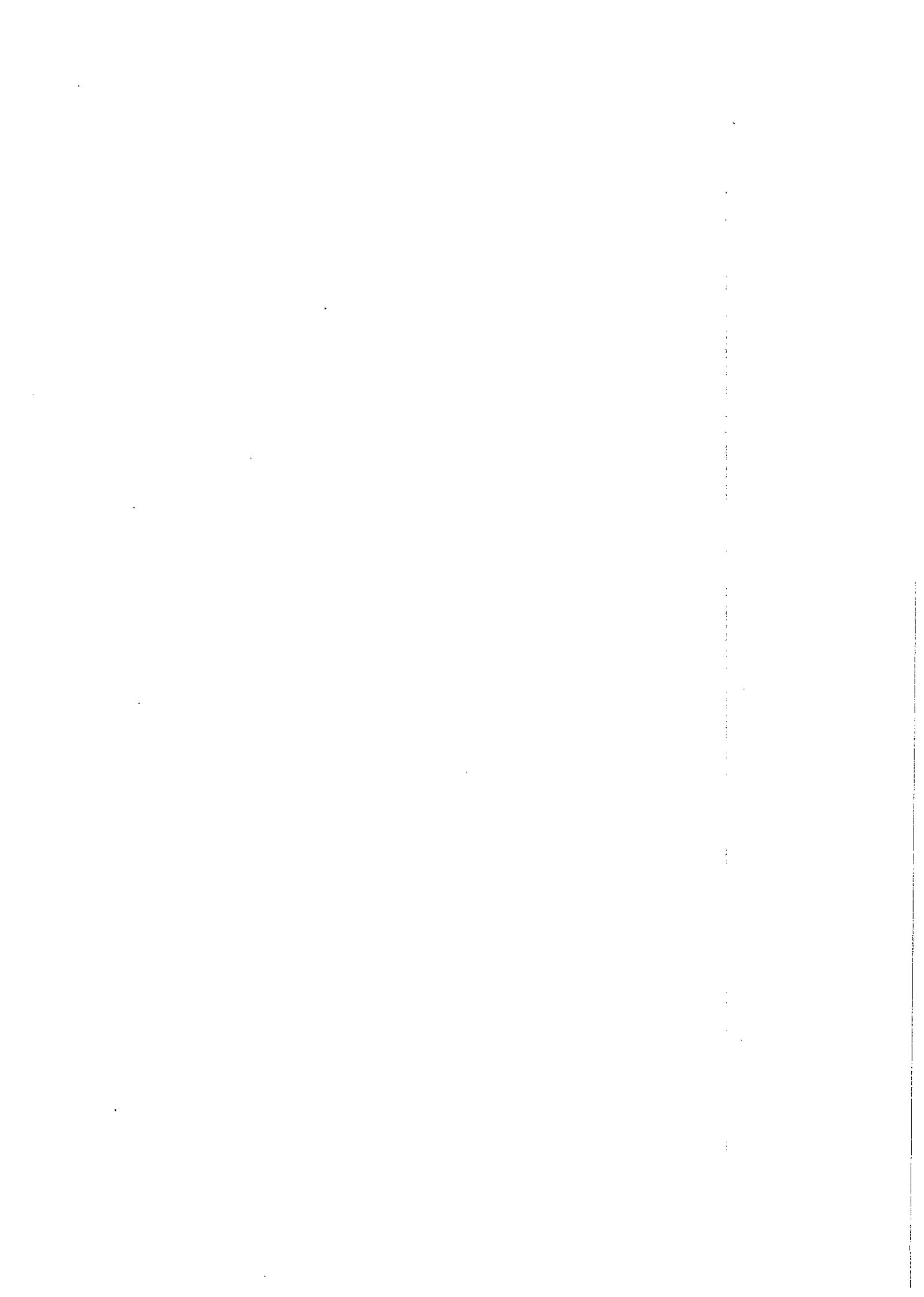
理 由

農村地域工業等導入促進法の改正に伴い、条例を廃止しようとするものである。



茨川市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例（案）新旧対照表
 茨川市工場等設置奨励条例（平成27年茨川市条例第20号）の一部改正
 （附則第3項関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(奨励措置) 第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、工場等の新設又は増設するものに対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。</p> <hr/> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(奨励措置) 第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、工場等の新設又は増設するものに対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。ただし、茨川市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成18年茨川市条例第61号）の適用を受ける企業は、除くものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>



議案第 7 号

渋川市立渋川北小学校田部井文庫基金条例及び渋川市立豊秋小学校大谷文庫基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市立渋川北小学校田部井文庫基金条例及び渋川市立豊秋小学校大谷文庫基金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

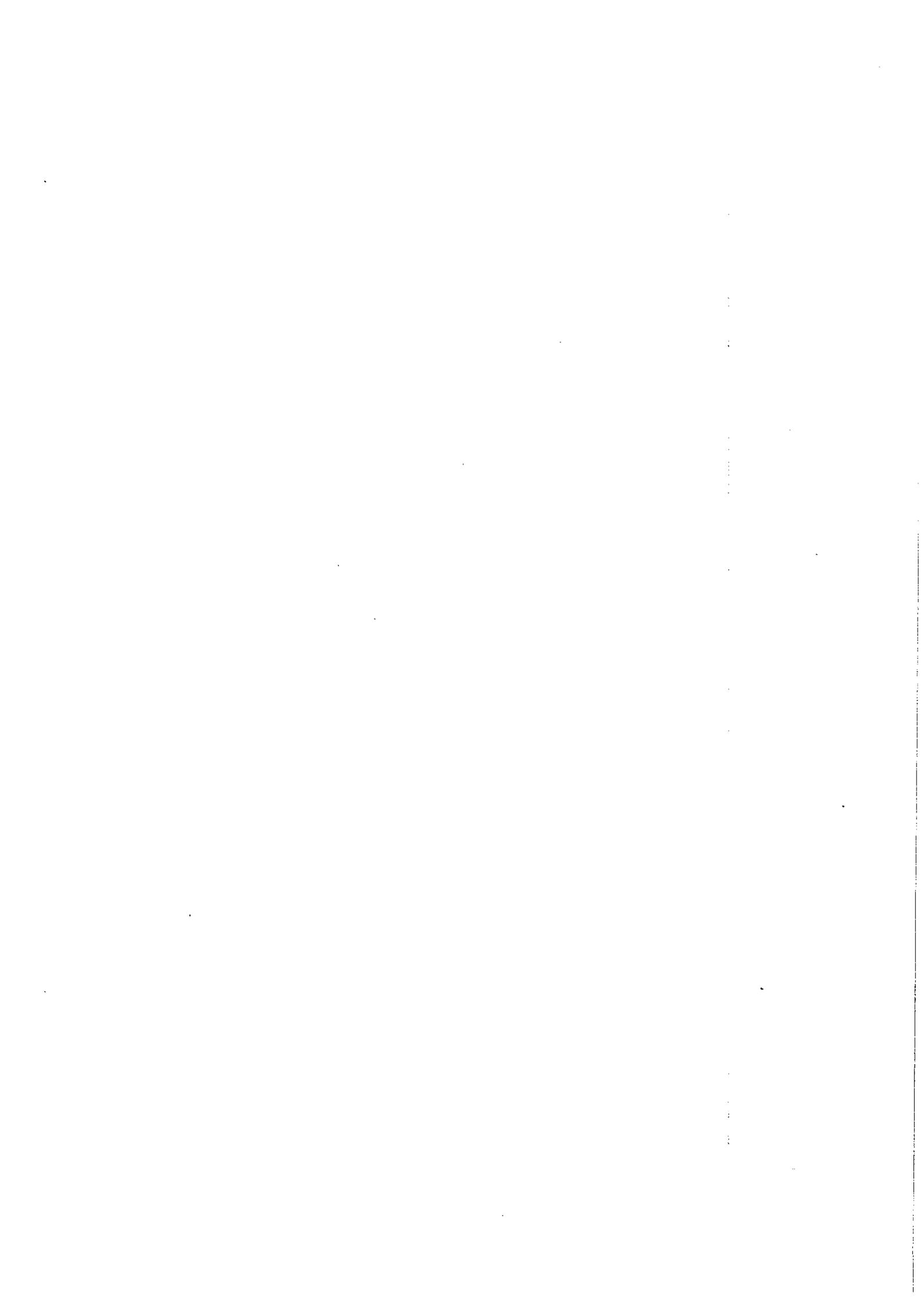
- (1) 渋川市立渋川北小学校田部井文庫基金条例（平成 18 年渋川市条例第 76 号）
- (2) 渋川市立豊秋小学校大谷文庫基金条例（平成 18 年渋川市条例第 77 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

学校教育図書の財源に充てるため基金を取り崩した結果、残高が無くなったことから、条例を廃止しようとするものである。



議案第8号

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年渋川市条例第99号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

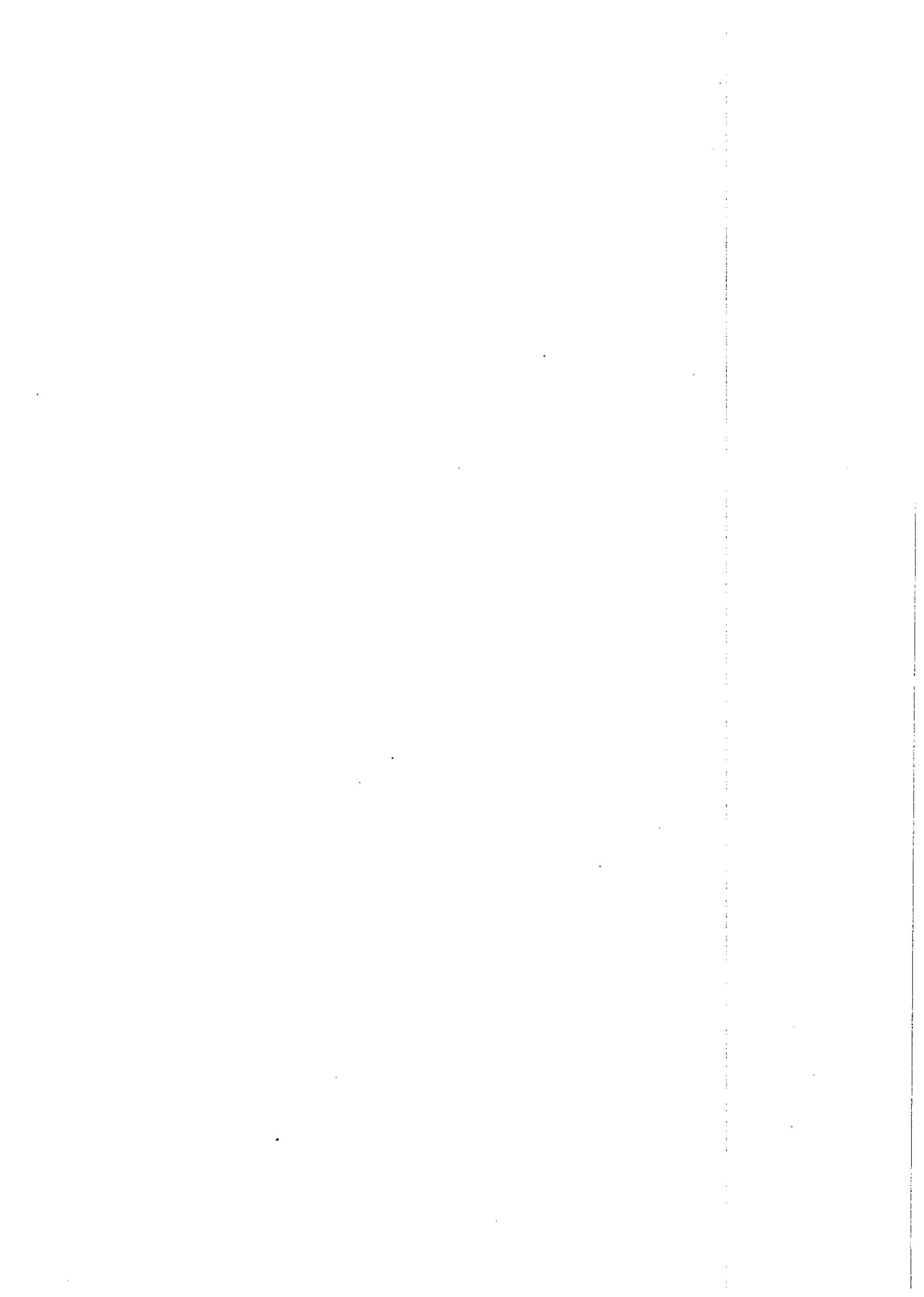
- 7 平成30年度に限り、第5条の規定による期末手当の額は、同条の規定により算出した期末手当の額から100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

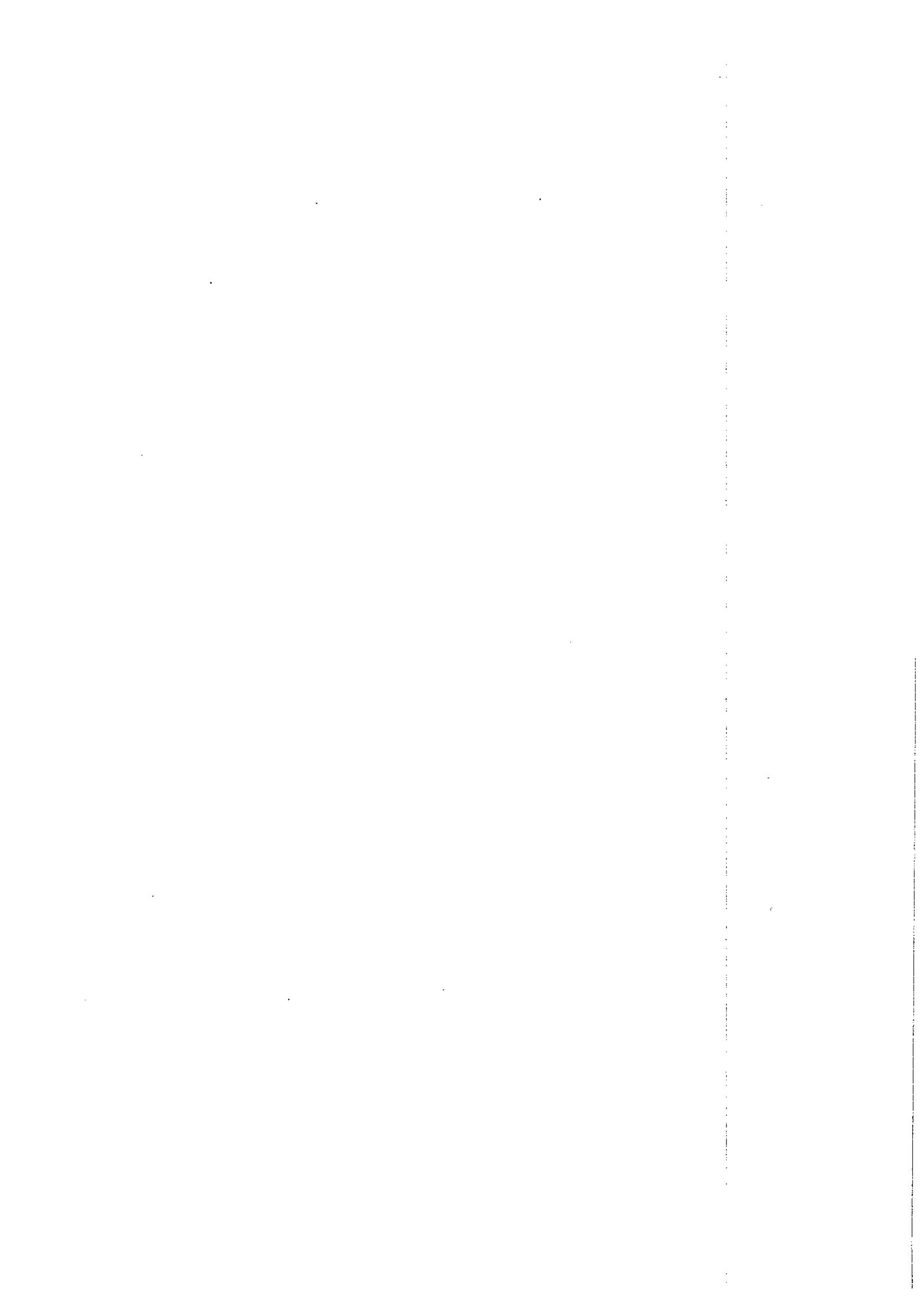
理 由

教育長の期末手当について、厳しい財政状況下であることから、10パーセントの減額を行うため、所要の改正をしようとするものである。



茨川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～6 (略)</p> <p>7 <u>平成30年度に限り、第5条の規定による期末手当の額は、同条の規定により算出した期末手当の額から100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする</u></p>	<p>附 則 1～6 (略)</p>



議案第9号

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年渋川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

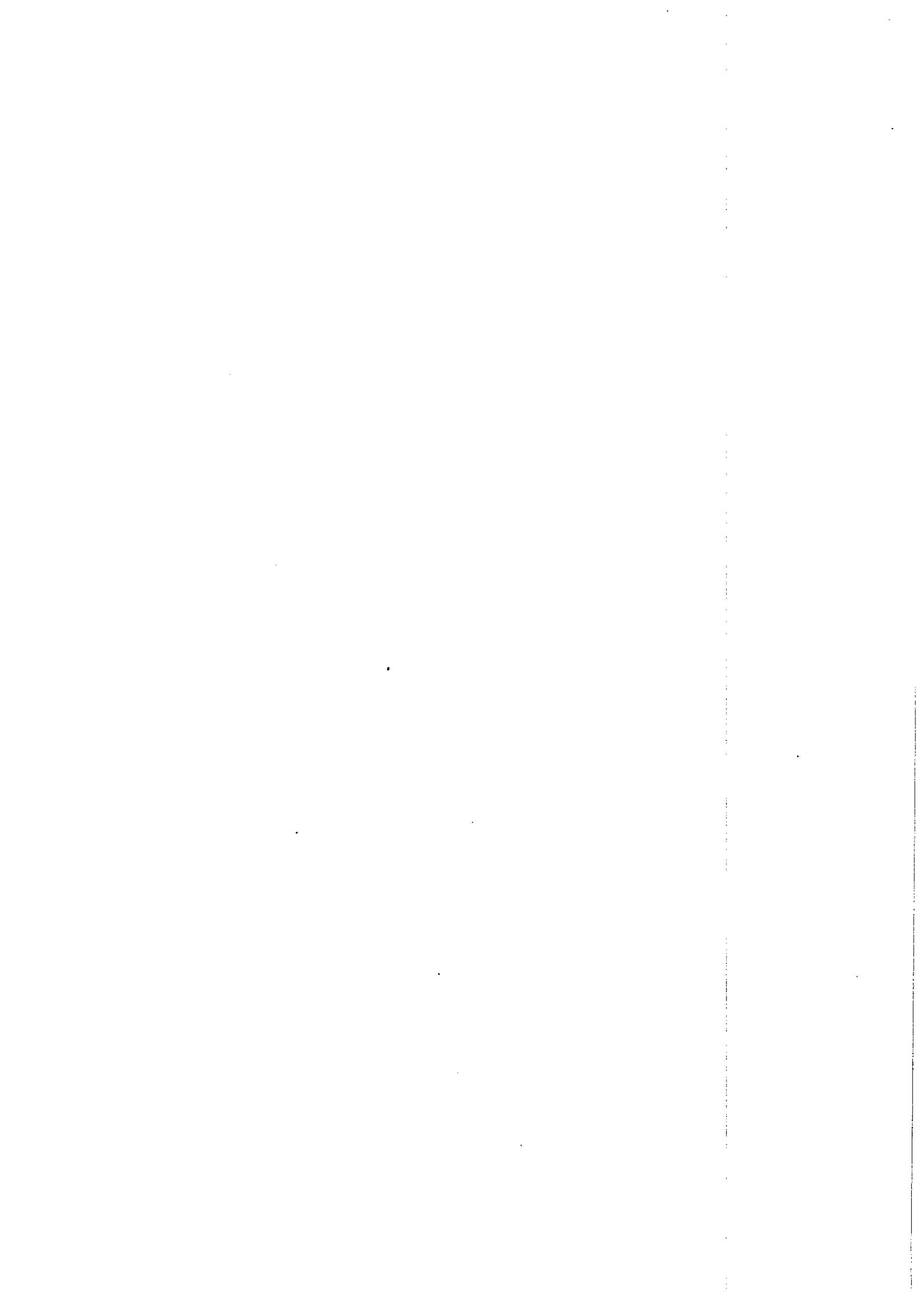
第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。



茨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略)</p>



議案第10号

渋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険条例（平成18年渋川市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条に次の1号を加える。

（4） 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条に1号を加える改正規定は、平成30年7月1日から施行する。

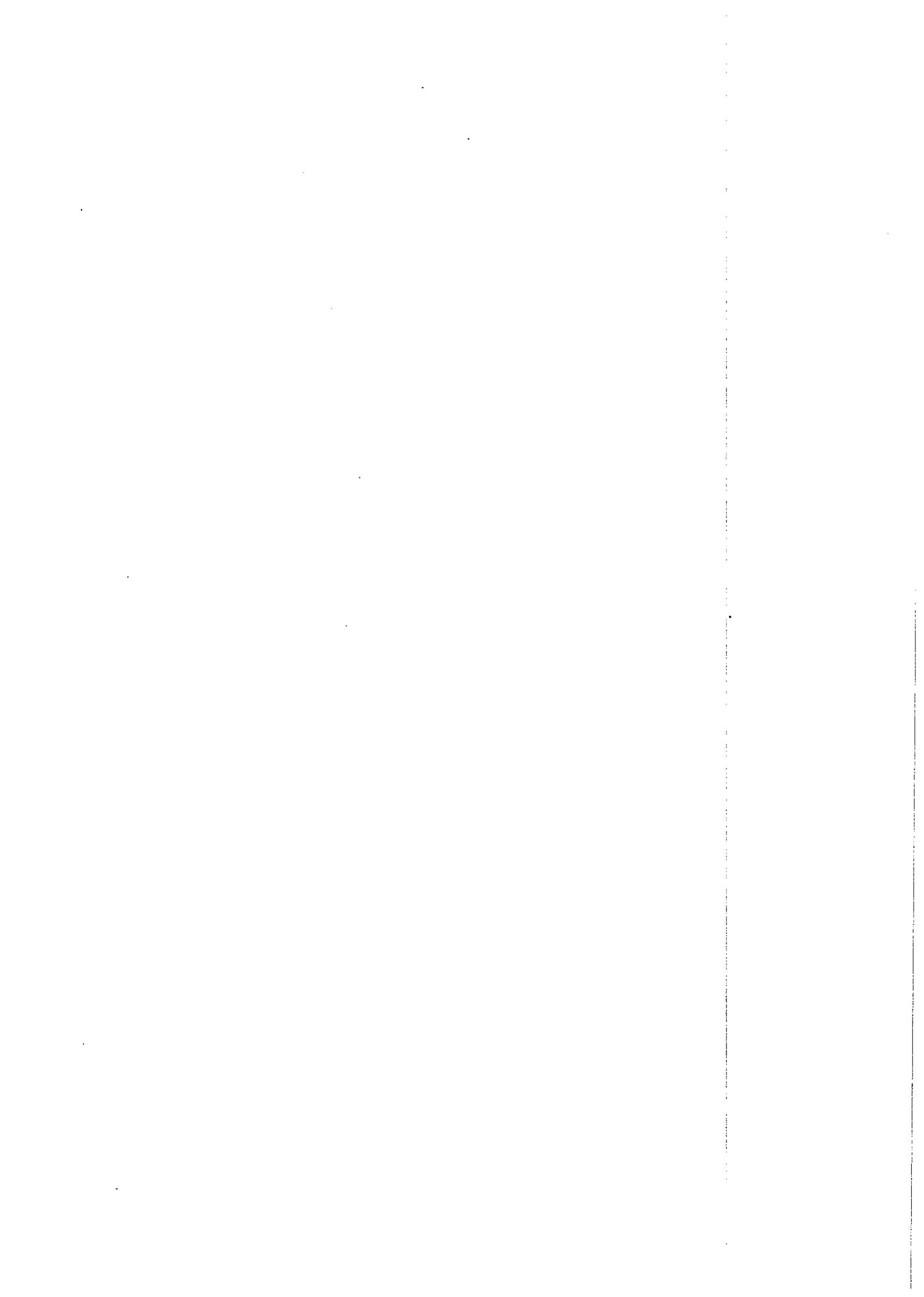
（渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年渋川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。



茨川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(市が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人</p>	<p>(市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険 については、法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会 の委員の定数)</p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会 (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

茨川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 茨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年茨川市条例第44号）の一部改正
 （附則第2項関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第2条関係） 1・2（略）	別表（第2条関係） 1・2（略）
3 日額報酬 （単位：円）	3 日額報酬 （単位：円）
区分 公平委員会委員	区分 公平委員会委員
報酬額 6,800	報酬額 6,800
(略)	(略)
市の国民健康保険事業の運営 に関する協議会	国民健康保険運営協議会
会長 委員	会長 委員
6,800 6,100	6,800 6,100
(略)	(略)
4（略）	4（略）

議案第 11 号

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険税条例（平成 18 年渋川市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下

同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」及び「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の6.7」を「100分の7.7」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「29,500円」を「26,000円」に改める。

第6条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「28,500円」を「24,000円」に改め、同条第2号中「14,250円」を「12,000円」に改め、同条第3号中「21,375円」を「18,000円」に改める。

第7条中「100分の1.7」を「100分の2.7」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条中「8,000円」を「9,000円」に改める。

第10条第1号中「7,500円」を「9,000円」に改め、同条第2号中「3,750円」を「4,500円」に改め、同条第3号中「5,625円」を「6,750円」に改める。

第11条中「100分の1.5」を「100分の2.1」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条中「8,500円」を「10,000円」に改める。

第14条中「6,500円」を「7,000円」に改める。

第17条に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情がある場合において、前2項の納期により難いと認められるときは、当該各項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第26条第1号ア中「20,650円」を「18,200円」に改め、同号イ(ア)中「19,950円」を「16,800円」に改め、同号イ(イ)中「9,975円」を「8,400円」に改め、同号イ(ウ)中「14,963円」を「12,600円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,300円」に改め、同号エ(ア)中「5,250円」を「6,300円」に改め、同号エ(イ)中「2,625円」を「3,150円」に改め、同号エ(ウ)中「3,938円」を「4,725円」に改め、同号オ中「5,950円」を「7,000円」に改め、同号カ中「4,550円」を「4,900円」に改め、同条第2号ア中「14,750円」を「13,000円」に改め、同号イ(ア)中「14,250円」を「12,000円」に改め、同号イ(イ)中「7,125円」を「6,000円」に改め、同号イ(ウ)中「10,688円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,500円」に改め、同号エ(ア)中「3,750円」を「4,500円」に改め、同号エ(イ)中「1,875円」を「2,250円」に改め、同号エ(ウ)中「2,813円」を「3,375円」に改め、同号オ中「4,250円」を「5,000円」に改め、同号カ中「3,250円」を「3,500円」に改め、同条第3号ア中「5,900円」を「5,200円」に改め、同号イ(ア)中「5,700円」を「4,800円」に改め、同号イ(イ)中「2,850円」を「2,400円」に改め、同号イ(ウ)中「4,275円」を「3,600円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,800円」に改め、同号エ(ア)中「1,500円」を「1,800円」に改め、同号エ(イ)中「750円」を「900円」に改め、同号エ(ウ)中「1,125円」を「1,350円」に改め、同号オ中「1,700円」を「2,000円」に改め、同号カ中「1,300円」を「1,400円」に改める。

第31条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の渋川市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 平成30年度分の国民健康保険税における新条例の規定の適用については、同条例第3条第1項中「100分の7.7」とあるのは「100分の7.1」とし、第7条中「100分の2.7」とあるのは「100分の2.0」とし、第11条中「100分の2.1」とあるのは「100分の1.7」とする。
- 4 平成31年度分の国民健康保険税における新条例の規定の適用については、同条例第3条第1項中「100分の7.7」とあるのは「100分の7.4」とし、第7条中「100分の2.7」とあるのは「100分の2.4」とし、第11条中「100分の2.1」とあるのは「100分の1.9」とする。

理 由

地方税法の改正に伴う改正、国民健康保険税の資産割額の廃止を含む税率改定等をするため、所要の改正をしようとするものである。

茨川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税額） 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等）という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （2） 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （3） 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>（課税額） 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>
<p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 54 万円を超える場合には、基礎課税額は、5</p>	<p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 54 万円を超える場合には、基礎課税額は、5</p>

4 万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者

である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合は、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.7を乗じて算定する。

2 (略)

第4条 削除

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属す

4 万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合は、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.7を乗じて算定する。

2 (略)

（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の22を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について29,500円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属す

るものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間に(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同じの世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間に(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。)以外の世帯 24,000円

(2) 特定世帯 12,000円
 (3) 特定継続世帯 18,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)
 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.7を乗じて算定する。

第8条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)
 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)
 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,000円
 (2) 特定世帯 4,500円
 (3) 特定継続世帯 6,750円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

るものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間に(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同じの世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間に(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。)以外の世帯 28,500円

(2) 特定世帯 14,250円
 (3) 特定継続世帯 21,375円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)
 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.7を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)
 第8条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)
 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)
 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円
 (2) 特定世帯 3,750円
 (3) 特定継続世帯 5,625円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.5を乗じて算定する。

第 1 2 条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)
第 1 3 条 第 2 条第 4 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について 1 0, 0 0 0 円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)
第 1 4 条 第 2 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 7, 0 0 0 円 とする。

(納期)
第 1 7 条 (略)
2 (略)

3 市長は、特別の事情がある場合において、前 2 項の納期により難いと認められるときは、当該各項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(国民健康保険税の減額)
第 2 6 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 5 4 万円を超える場合には、5 4 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 6 万円を超える場合には、1 6 万円）の合算額とする。
(1) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円を超えない世帯に係る納税義務者
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 1 8, 2 0 0 円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 6, 8 0 0 円

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)
第 1 2 条 第 2 条第 4 項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 1 0 0 分の 5 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)
第 1 3 条 第 2 条第 4 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について 8, 5 0 0 円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)
第 1 4 条 第 2 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 6, 5 0 0 円 とする。

(納期)
第 1 7 条 (略)
2 (略)

(国民健康保険税の減額)
第 2 6 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 5 4 万円を超える場合には、5 4 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 6 万円を超える場合には、1 6 万円）の合算額とする。
(1) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円を超えない世帯に係る納税義務者
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2 0, 6 5 0 円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 9, 9 5 0 円

- (イ) 特定世帯 9,975円
- (ウ) 特定継続世帯 14,963円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,600円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,250円
 - (イ) 特定世帯 2,625円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,938円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,950円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,550円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,750円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,250円
 - (イ) 特定世帯 7,125円
 - (ウ) 特定継続世帯 10,688円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,750円
 - (イ) 特定世帯 1,875円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,813円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

- (イ) 特定世帯 8,400円
- (ウ) 特定継続世帯 12,600円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,300円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円
 - (イ) 特定世帯 3,150円
 - (ウ) 特定継続世帯 4,725円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,000円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,000円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円
 - (イ) 特定世帯 6,000円
 - (ウ) 特定継続世帯 9,000円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,500円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,500円
 - (イ) 特定世帯 2,250円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,375円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

<p>5, 000円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 500円</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5, 200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 800円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2, 400円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3, 600円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1, 800円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 800円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>900円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1, 350円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2, 000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 400円</u></p> <p>(国民健康保険税の減免) 第31条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 年度、納期の別及び税額 (2) 減免を受けようとする理由</p>
<p>4, 250円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 250円</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5, 900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2, 850円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4, 275円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1, 600円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>750円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1, 125円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1, 700円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 300円</u></p> <p>(国民健康保険税の減免) 第31条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 年度、納期の別及び税額 (2) 減免を受けようとする理由</p>

国民健康保険税率の改定について

1 国保税率改定に至る背景

(1) 国保制度改正への対応

平成30年度の国保制度改正により、都道府県が財政運営の責任主体として市町村と共同で国民健康保険を運営することになった。今後、都道府県が市町村ごとに、医療費水準や所得水準に応じて決定した国保事業費納付金を、市町村が都道府県に納めることになる。

平成29年度までは、市が医療機関等に支払う医療費等に応じて国保税率を算定することとなっていたが、平成30年度からは、国保事業費納付金等に応じた国保税率を算定することとなる。

(2) 資産割の廃止

市の国保税はこれまで、所得割、資産割、均等割及び平等割で構成される4方式としてきた。

かつて、国保の被保険者は自営業者や農林水産業者が大半のため固定資産も事業用が多く、資産割は所得割を補完するために適当であったが、現在は、無職者や低所得者が多く加入しており、固定資産も居住用資産が多く占めており、資産割が必ずしも所得割を補完するために適当ではなくなっている。

よって、税負担の公平を図るため、資産割を廃止し、所得割、均等割及び平等割で構成される3方式に賦課方式を変更する。

2 国保税率改定案

国保税率を次のとおり改める。

毎年度税率改定を行うことは、被保険者にとって分かりづらく混乱を招くことになるため、平成30年度から平成32年度までの3年間の国保税必要額を見込むことにより算定する。

国保税必要額は、県から示された平成30年度の国保事業費納付金を基に県内の医療費や被保険者数の伸び等を勘案して算定する。

		所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
改定案	医療分	7.7 %	0.0%	26,000円	24,000円
	後期分	2.7 %	0.0%	9,000円	9,000円
	介護分	2.1 %	0.0%	10,000円	7,000円
	計	12.5 %	0.0%	45,000円	40,000円
現行	医療分	6.7 %	22.0%	29,500円	28,500円
	後期分	1.7 %	6.0%	8,000円	7,500円
	介護分	1.5 %	5.0%	8,500円	6,500円
	計	9.9 %	33.0%	46,000円	42,500円
増減	医療分	1.0 %	△22.0%	△3,500円	△4,500円
	後期分	1.0 %	△6.0%	1,000円	1,500円
	介護分	0.6 %	△5.0%	1,500円	500円
	計	2.6 %	△33.0%	△1,000円	△2,500円
標準保険料率	計	10.85%	0.0%	46,198円	31,088円

3 激変緩和措置

所得割率が増加することによる急激な負担増加を回避するため、激変緩和措置として所得割率を段階的に引き上げ、平成32年度に改定案の所得割率とする。

不足する収入については、国保基金を取り崩して対応する。

激変緩和措置

所得割率	医療分	後期分	介護分	計	激変緩和率
現行	6.7%	1.7%	1.5%	9.9%	—
平成30年度	7.1%	2.0%	1.7%	10.8%	△1.7%
平成31年度	7.4%	2.4%	1.9%	11.7%	△0.8%
平成32年度	7.7%	2.7%	2.1%	12.5%	0.0%

4 改定の影響

(1) モデル世帯比較

※世帯所得は、基礎控除後所得

ア 所得、固定資産税ともに平均的な世帯

- 2人世帯 (介護分あり)
- 世帯所得 150万円
- 固定資産税額 5万円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
改定後	292,000円	305,500円	317,500円
現行	299,500円	299,500円	299,500円
増減	△7,500円	6,000円	18,000円

イ 所得、固定資産税ともになし

- 1人世帯 (介護分なし)
- 世帯所得 0円
- 固定資産税額 0円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
改定後	20,400円	20,400円	20,400円
現行	22,000円	22,000円	22,000円
増減	△1,600円	△1,600円	△1,600円

ウ 所得、固定資産税ともに高額な世帯

- 4人世帯 (介護分あり)
- 世帯所得 500万円
- 固定資産税額 10万円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
改定後	760,000円	805,000円	845,000円
現行	754,500円	754,500円	754,500円
増減	5,500円	50,500円	90,500円

(2) 調定額の比較

年度	一世帯当たり調定額 医療分+後期分+介護分	改定率 (29年度比)	改定率 (前年度比)
平成29年度	195,612円	—	—
平成30年度	179,192円	△8.39%	△8.39%
平成31年度	183,560円	△6.16%	2.44%
平成32年度	186,724円	△4.54%	1.72%

議案第12号

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成18年渋川市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第55条」の次に「及び第55条の2」を加える。

第6条中「共に」を「ともに」に改める。

第7条第9号中「若しくは」を「並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

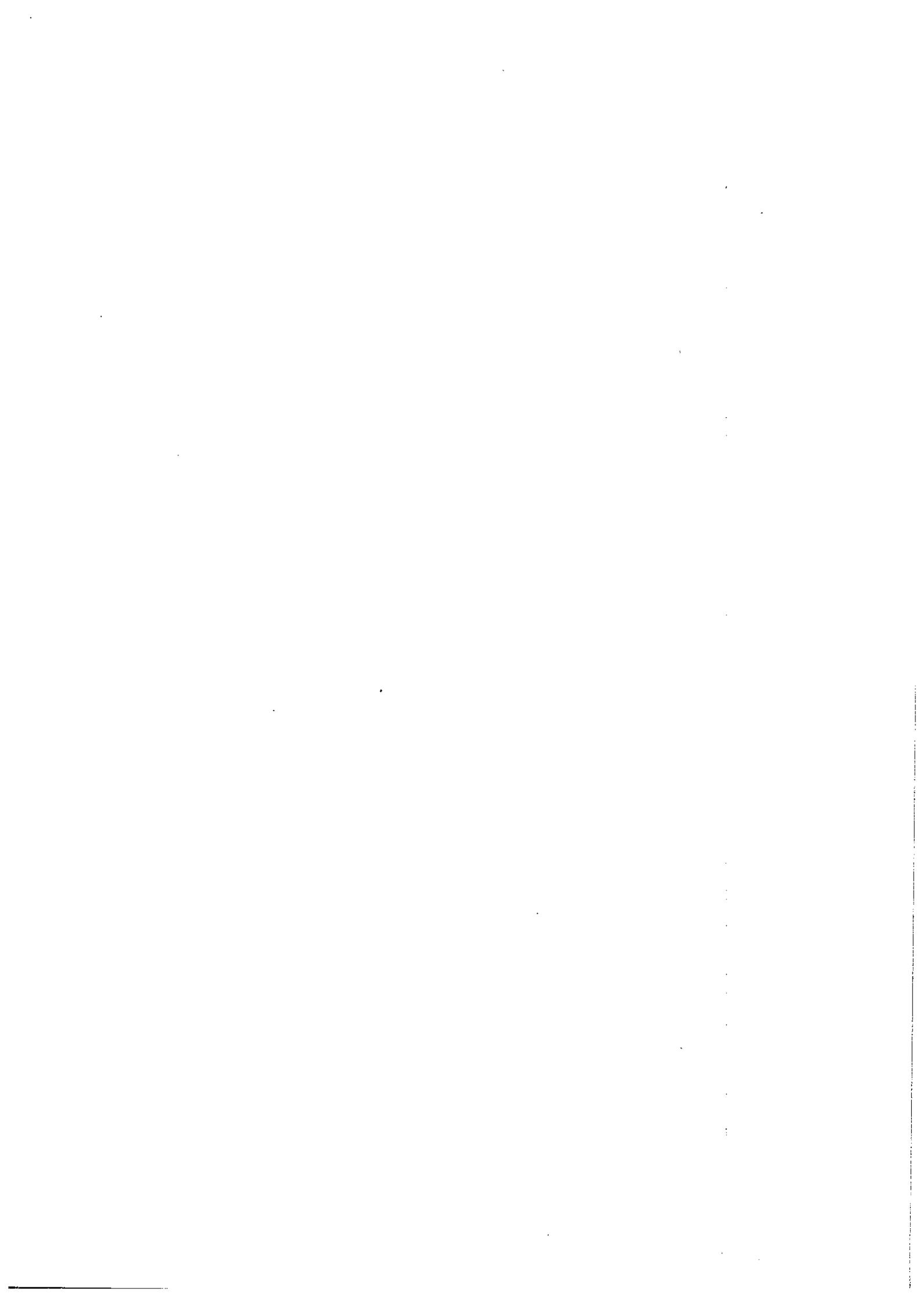
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の渋川市福祉医療費の支給に関する条例第3条第1項の規定により支給対象者となった者に対する福祉医療費の支給については、この条例の施行の日以後に医療を受けたものに限る。

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。



茨川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高年齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第56条の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつて当該規定の適用を受けける前に市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（受給資格者証の提示）</p> <p>第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証とともに受給資格者証を提示しなければならない。</p> <p>（福祉医療費の支給対象額）</p> <p>第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、第4条第1項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が医療機関等に支払うべき一部負担金とする。ただし、次の各号に掲げる法令又は制度等に より一部負担金の全部又は一部について給付されるときは、その給付される額を控除した残りの額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 社会保険関係各法に規定する高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに <u>付加給付</u></p>	<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高年齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつて当該規定の適用を受けける前に市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（受給資格者証の提示）</p> <p>第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証と<u>共に</u> 受給資格者証を提示しなければならない。</p> <p>（福祉医療費の支給対象額）</p> <p>第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、第4条第1項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が医療機関等に支払うべき一部負担金とする。ただし、次の各号に掲げる法令又は制度等に より一部負担金の全部又は一部について給付されるときは、その給付される額を控除した残りの額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 社会保険関係各法に規定する高額療養費及び高額介護合算療養費の支給若しくは<u>付加給付</u></p>



議案第13号

渋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

渋川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年渋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

（5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により渋川市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
第4条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) (略) (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、茨川市に住所を有していた被保険者 (3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしていて2以上の病院等のうち最初の病院等に入院した際、茨川市に住所を有していた被保険者 (4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、茨川市に住所を有していた被保険者 (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により、茨川市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 (略) 2 (略) 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合、又はその分割金額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、全て当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>附 則 1・2 (略)</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) (略) (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に住所を有していた被保険者(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしていて2以上の病院等のうち最初の病院等に入院した際、茨川市に住所を有していた被保険者(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、茨川市に住所を有していた被保険者</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 (略) 2 (略) 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合、又はその分割金額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、全て当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>附 則 1・2 (略)</p>

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

3 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 10月1日から同月31日まで
- 第2期 11月1日から同月30日まで
- 第3期 12月1日から同月25日まで
- 第4期 1月1日から同月31日まで
- 第5期 2月1日から同月末日まで

(1) 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

議案第14号

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例

渋川市介護保険条例（平成18年渋川市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「36, 200円」を「37, 000円」に改め、同項第2号中「47, 000円」を「48, 100円」に改め、同項第3号中「54, 300円」を「55, 500円」に改め、同項第4号中「66, 600円」を「68, 100円」に改め、同項第5号中「72, 400円」を「74, 100円」に改め、同項第6号中「86, 800円」を「88, 900円」に改め、同項第7号中「94, 100円」を「96, 300円」に改め、同項第8号中「108, 600円」を「111, 100円」に改め、同項第9号中「115, 800円」を「118, 500円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第10号中「126, 700円」を「129, 600円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「32, 500円」を「33, 300円」に改める。

第3条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第1項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第9条第1項中「、渋川市行政手続条例」を「、同条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の条例第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料について

は、なお従前の例による。

理 由

第7期介護保険事業計画に基づく介護保険料率の改正及び介護保険法等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,100円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>55,500円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>68,100円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>74,100円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>88,900円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>96,300円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>111,100円</u></p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>118,500円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が<u>300万円</u>以上<u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>129,600円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,300円</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、この端数金額又はその金額は、<u>全</u>て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,200円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>47,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,300円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>66,600円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>72,400円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>86,800円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>94,100円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>108,600円</u></p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>115,800円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が<u>290万円</u>以上<u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>126,700円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,500円</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、この端数金額又はその金額は、<u>すべて</u>最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p>

(保険料の徴収猶予)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当することができないと認めるときは、納付義務者の申請によって、6か月以内の期間を限って徴収猶予すること
ができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(渋川市行政手続条例の適用除外)

第9条 渋川市行政手続条例(平成18年渋川市条例第5号)第3条又は第4条に定めるもののほか、介護保険料に関する条例の規定による処分その他公権力の行使に当たるとしては、同条例 第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 (略)

(保険料の徴収猶予)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当することができないと認めるときは、納付義務者の申請によって、6箇月以内の期間を限って徴収猶予すること
ができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(渋川市行政手続条例の適用除外)

第9条 渋川市行政手続条例(平成18年渋川市条例第5号)第3条又は第4条に定めるもののほか、介護保険料に関する条例の規定による処分その他公権力の行使に当たるとしては、渋川市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 (略)

第7期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料について

1 被保険者数

単位:人

	第6期	第7期	伸び率
第1号被保険者(65歳以上) (A)	74,670	77,591	103.9%
第2号被保険者(40歳～64歳)	80,093	75,569	94.4%
合計	154,763	153,160	99.0%

2 要介護(支援)認定者数

単位:人

	第6期	第7期	伸び率
第1号被保険者(65歳以上)	13,476	14,361	106.6%
第2号被保険者(40歳～64歳)	327	261	79.8%
合計	13,803	14,622	105.9%

3 介護保険料算定経過

単位:円

	第6期	第7期	伸び率
標準給付費見込額(B)	23,774,895,136	24,963,571,928	105.0%
総給付費	22,113,497,000	23,407,343,000	105.9%
特定入所者介護サービス費等給付額	1,092,997,293	961,263,000	87.9%
高額介護サービス費等給付額	479,853,230	502,895,000	104.8%
高額医療合算介護サービス費等給付額	67,689,015	73,222,000	108.2%
算定対象審査支払手数料	20,858,598	18,848,928	90.4%
地域支援事業費(C)	525,479,000	1,320,393,000	251.3%
介護予防・日常生活支援総合事業費	106,030,000	628,801,000	593.0%
包括的支援事業・任意事業	419,449,000	691,592,000	164.9%
第1号被保険者負担分相当額(D)=(B+C)×23% ※第6期計画期間は22%	5,346,082,310	6,045,311,934	113.1%
調整交付金相当額(E)	1,192,549,757	1,279,618,646	107.3%
調整交付金見込額(F)	1,397,767,000	1,391,623,000	99.6%
財政安定化基金償還金(G) ※第5期計画期間の借入金	156,452,000	0	—
保険料収納必要額(H)=D-F+E+G	5,297,317,067	5,933,307,580	112.0%
予定保険料収納率(I)	98.0%	98.0%	—
保険料基準額[年額] (J)=H÷I÷A	72,400	78,000	107.7%
基金繰入予定額	0	300,000,000	—
基金繰入後保険料額[年額]	72,400	74,100	102.3%

※第6期(平成27年度～平成29年度)、第7期(平成30年度～平成32年度)

4 介護給付費準備基金

単位:円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
年度末基金残高	53,384,922	276,354,194	356,326,194

5 介護保険料(所得段階区分別)

段階区分	基準	基準額 に対する 割合(%)	第7期 年額(円)	第6期 年額(円)	増加額 (円)	平成30年度 見込人数 (人)
第1所得段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者(世帯非課税者)	(0.50)	(37,000)	(36,200)	(800)	3,890
	・本人及び世帯が住民税非課税者で 合計所得+課税年金収入が80万円 以下	0.45	33,300	32,500	800	
第2所得段階	・本人及び世帯が住民税非課税者で 合計所得+課税年金収入が120万円 以下(第1段階該当者を除く)	0.65	48,100	47,000	1,100	1,925
第3所得段階	・本人及び世帯が住民税非課税者で 合計所得+課税年金収入が120万円 超	0.75	55,500	54,300	1,200	1,664
第4所得段階	・本人が住民税非課税者で世帯内に住 民税課税者がいる場合で、合計所得 +課税年金収入が80万円以下	0.92	68,100	66,600	1,500	4,144
第5所得段階 (基準額)	・本人が住民税非課税者で世帯内に住 民税課税者がいる場合で、第4所得段 階に該当しない場合	1.00	74,100	72,400	1,700	4,528
第6所得段階	・本人が住民税課税で合計所得金額 が120万円未満	1.20	88,900	86,800	2,100	4,359
第7所得段階	・本人が住民税課税で合計所得金額 が120万円以上※(190)200万円未 満	1.30	96,300	94,100	2,200	2,659
第8所得段階	・本人が住民税課税で合計所得金額 が※(190)200万円以上※(290)3 00万円未満	1.50	111,100	108,600	2,500	1,700
第9所得段階	・本人が住民税課税で合計所得金額 が※(290)300万円以上400万円未 満	1.60	118,500	115,800	2,700	604
第10所得段階	・本人が住民税課税で合計所得金額 が400万円以上	1.75	129,600	126,700	2,900	675

※所得等の基準欄中、※()内の数値は第6期計画の額

※見込み人数欄は併徴者(特別徴と普通徴収の両方がある被保険者)を含んでいる

※第1所得段階中()内の数値は、低所得者保険料軽減措置前の金額

議案第15号

渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年渋川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並び
(第59条の20の2・第59条の20の3)
に人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第1条中「基づき、」の次に「共生型地域密着型サービス及び」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第1項第2号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「午後6時から午前8時までの間において、」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り

、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」を「指定地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の21中「第4節」を「第5節」に改める。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス

（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第96号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発

達支援事業者（群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第94号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は

指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「小規模多機能型居宅介護、」を「小規模多機能型居宅介護」に、「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下）」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え

る。

第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「同じ。）及び」を「同じ。）に」に改め、「第90号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を、「」を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「指定地域密着型介護老人福祉施設に」に改め、「施設を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え

る。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次

の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働

大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条第9項を同条第12項とし、同条第8項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」

の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、同号表以外の部分中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第5項中「（昭和23年法律第205号）」を削り、「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第6項及び第7項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則に次の2項を加える。

8 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平

平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

（１） 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（２） 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

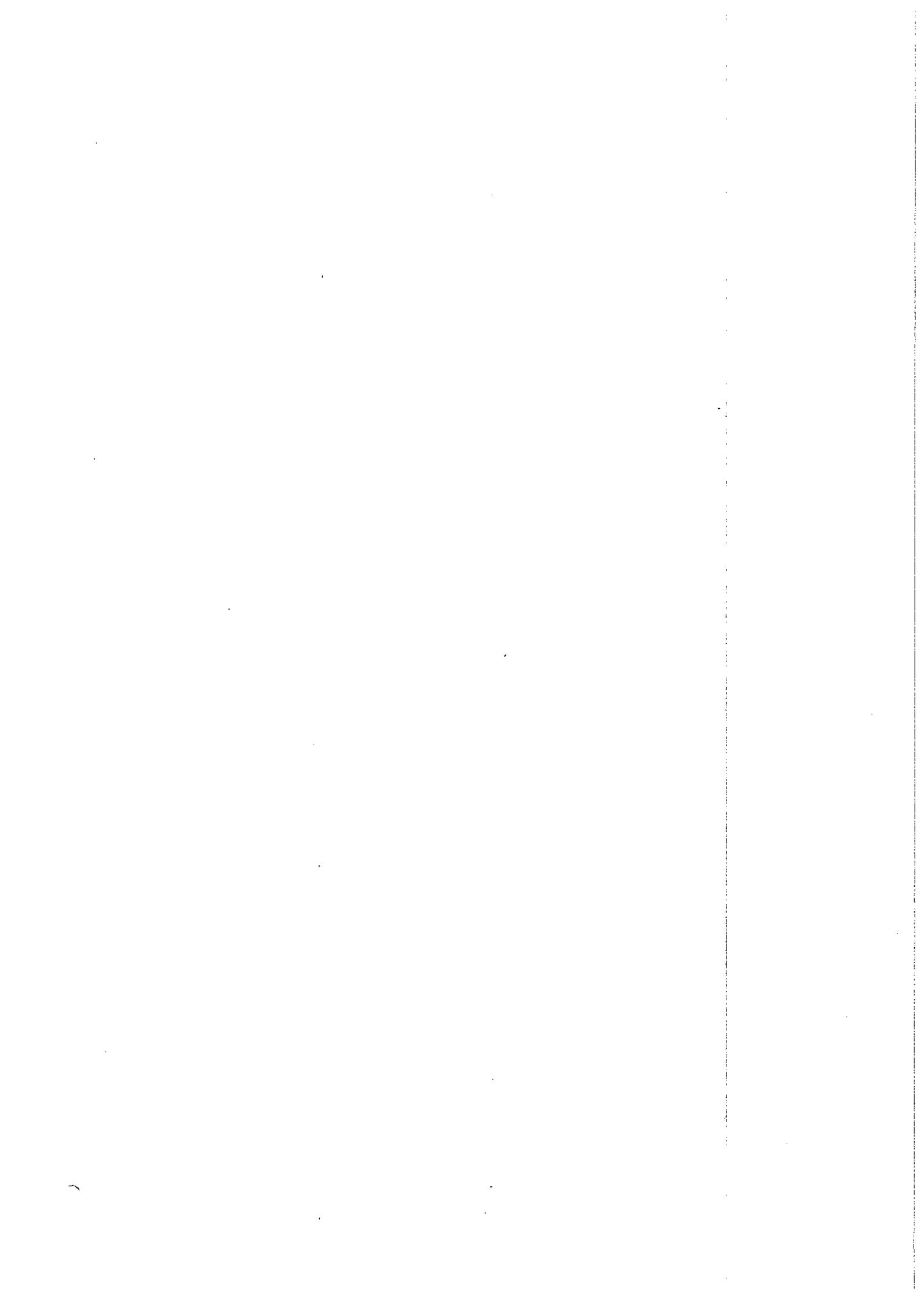
9 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。



茨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章～第3章（略） 第3章の2 地域密着型通所介護 第1節～第4節（略） 第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3） 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第1款～第4款（略） 第4章～第10章（略） 附則</p>	<p>目次 第1章～第3章（略） 第3章の2 地域密着型通所介護 第1節～第4節（略） 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第1款～第4款（略） 第4章～第10章（略） 附則</p>
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>共生型地域密着型サービス</u>及び<u>指定地域密着型サービス</u>の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>指定地域密着型サービス</u>の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)（略） (6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。 (7)（略）</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)（略） (6)（略）</p>
<p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従</p>	<p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従</p>

<p>業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者)をいう。以下この章において同じ。)交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第88号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。))第6条第2項のサービス提供責任者又は群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第89号。以下「県指定介護予防サービス等基準条例」という。))第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上</p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間にあって、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合</p>
--	--	---

<p>業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等</p>	<p>交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第88号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。))第6条第2項のサービス提供責任者又は群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第89号。以下「県指定介護予防サービス等基準条例」という。))第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの)にあっては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 介護医療院</p> <p>6 (略)</p> <p>7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合</p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間にあって、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 介護医療院</p> <p>6 (略)</p> <p>7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合</p>
---	--	---

において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に
 対する随時訪問サービス提供に支障がないときは、第1項の規定にかか
 わらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問
 介護員等を置かないことができる。

9～11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者
 (県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護
 事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けて受け、かつ、指定定期巡回・
 随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(県指定居宅サービス等基
 準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが
 同一の事業所において一体的に運営されている場合に、県指定居宅サービ
 ス等基準条例第65条第1号イに規定する人員に関する基準を満たす
 とき(同条第5項の規定により同条第1号イ及び第2号に規定す
 る基準を満たしているものとみなされるとき及び第191条第10項
 の規定により同条第1号イに規定する基準を満たしているものとみ
 なされるときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護
 看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみな
 することができる。

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われ
 る随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認め
 る範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等か
 らの通報を受けられることができる。

4 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回
 ・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、
 地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介
 護看護事業所が所在する市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問
 介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規
 定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に
 対する随時訪問サービス提供に支障がないときは、第1項の規定にかか
 わらず、随時訪問サービスを行う訪問
 介護員等を置かないことができる。

9～11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者
 (県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護
 事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けて受け、かつ、指定定期巡回・
 随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(県指定居宅サービス等基
 準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが
 同一の事業所において一体的に運営されている場合に、県指定居宅サービ
 ス等基準条例第65条第1号イに規定する人員に関する基準を満たす
 とき(同条第5項の規定により同条第1号イ及び第2号に規定す
 る基準を満たしているものとみなされるとき及び第191条第14項
 の規定により同条第1号イに規定する基準を満たしているものとみ
 なされるときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護
 看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみな
 することができる。

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項本文の規定にかかわらず、
 随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認め
 る範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等か
 らの通報を受けられることができる。

4 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回
 ・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、
 地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介
 護看護事業所が所在する市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問
 介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規
 定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2・3 (略)
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（特に業務に従事した経験が必須な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

- 2 (略)
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第96号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」とい

について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2・3 (略)
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

- 2 (略)
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

う。) 第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。) 指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。) 指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。) 指定児童発達支援事業者(群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第94号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。)) 第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)) を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)) を提供する事業者を除く。) 及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。)) を提供する事業者を除く。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。) 指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。) 指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。) 又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。) の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。) 指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。) 指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。) 指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。) の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型

通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第5節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に

に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものを用いる。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(利用定員)

第 59 条の 25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を 9 人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 59 条の 27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 59 条の 34 に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第 59 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 59 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(準用)

第 59 条の 38 第 10 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 41 条、第 59 条の 7 (第 3 項第 2 号を除く。)、第 59 条の 8 及び第 59 条の 13 から第 59 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 59 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「第 5 条第 4 項」と、第 59 条の 18 第 4 項中「第 5 条第 5 項」とあるのは「第 59 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。

に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものを用いる。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(利用定員)

第 59 条の 25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を 18 人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 59 条の 27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 59 条の 34 に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第 59 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 59 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(準用)

第 59 条の 38 第 10 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 41 条、第 59 条の 7 (第 3 項第 2 号を除く。)、第 59 条の 8 及び第 59 条の 13 から第 59 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「運営規程」とあるのは「第 59 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型

訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 59 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「第 5 条第 4 項」と、第 59 条の 18 第 4 項中「第 5 条第 5 項」とあるのは「第 59 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1)～(3) (略)
- 2～7 (略)

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）において施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。））、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。））、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。））、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。））若しくは指定介護予防支援（法第58条第1

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設

一、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1)～(3) (略)
- 2～7 (略)

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設

において施設ごとに1日当たり3人以下とする

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。））、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。））、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。））、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。））若しくは指定介護予防支援（法第58条第1

規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たるとし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとし、夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たるとする。

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	介護職員	介護職員
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるに限る。)又は介護医療院	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるに限る。)	看護師又は看護士
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等がある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービス事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は看護士

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所)以外の指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定

の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たるとし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとし、夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たるとする。

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	介護職員	介護職員
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるに限る。)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるに限る。)	看護師又は看護士
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等がある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービス事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は看護士

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所)以外の指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定

小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たると小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(協力医療機関等)

第103条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たると小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(協力医療機関等)

第103条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

い。

(管理者)

第111条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

2～6 (略)

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

8 (略)

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、

い。

(管理者)

第111条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

2～6 (略)

7 (略)

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、

夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

- (従業者の員数)
- 第 130 条 (略)
- 2・3 (略)

4 第 1 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるとし、看護職員及び介護職員のうち 1 人以上、及び介護職員のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で 1 以上とする。

5・6 (略)

7 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員
- (2) (略)

8～10 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

- 第 138 条 (略)
- 2～5 (略)

夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

- (従業者の員数)
- 第 130 条 (略)
- 2・3 (略)

4 第 1 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で 1 以上とする。

5・6 (略)

7 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (2) (略)
- (3) 介護医療院 介護支援専門員

8～10 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

- 第 138 条 (略)
- 2～5 (略)

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

7. (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

- 7. (略)
- (従業者の員数)
- 第 151 条 (略)
- 2 (略)
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設)を設(第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年群馬県条例第 90 号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第 44 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合は、指定介護老人福祉施設及び看護職員(指定介護老人福祉施設設置基準条例第 53 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合は、指定介護老人福祉施設及び看護職員(第 187 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項、第 152 条第 1 項第 6 号並びに第 180 条第 1 項第 3 号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 5～7 (略)
- 8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテラ

- 6. (略)
- (従業者の員数)
- 第 151 条 (略)
- 2 (略)
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設)を設(第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年群馬県条例第 90 号。以下「指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を併設する場合は、指定介護老人福祉施設及び看護職員(指定介護老人福祉施設設置基準条例第 53 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項、第 152 条第 1 項第 6 号並びに第 180 条第 1 項第 3 号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 5～7 (略)
- 8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテラ

ト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) (略)
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (3) (略)
- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9～17 (略)

(サ一ビス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならぬ。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

2～5 (略)

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておくなければならない。

ト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) (略)
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員
- (3) (略)

9～17 (略)

(サ一ビス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならぬ。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(運営規程)	第 168 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	(運営規程)	第 168 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)	
(6) 緊急時等における対応方法		(6) (略)	
(7) (略)		(7) (略)	
(8) (略)			
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)		(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	
第 182 条 (略)		第 182 条 (略)	
2～7 (略)		2～7 (略)	
8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。			
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。			
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。			
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。			
9 (略)		8 (略)	
(運営規程)	第 186 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	(運営規程)	第 186 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(6) (略)		(1)～(6) (略)	
(7) 緊急時等における対応方法			
(8) (略)		(7) (略)	
(9) (略)		(8) (略)	
(従業者の員数等)	第 191 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとする従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時	(従業者の員数等)	第 191 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとする従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時

間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を受けた者をいう。以下同じ。）を小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たるとる利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）

間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を受けた者をいう。以下同じ。）を小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たるとる利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する本事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本事業所、当該本事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において指定看護小規模多機能型居宅介護を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たるとる者を1以上及び宿直勤務に当たるとる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 (略)

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する本事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定

する本事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用サービスを提供し、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 介護医療院

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経歴を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行わ

の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用サービスを提供し、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) (略)

れると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の数に常勤換算方法で1以上とする。

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12 (略)

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

14 (略)

(管理者)
第192条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験の有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)
第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事

8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 (略)

10 (略)

(管理者)
第192条 (略)

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験の有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)
第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事

業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に從事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならぬ。

(登録定員及び利用定員)

第 194 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を 29 人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人）以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの 1 日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12 人）まで

表 (略)

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人）まで

(設備及び備品等)

第 195 条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 宿泊室

ア～エ (略)

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3・4 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告

業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に從事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならぬ。

(登録定員及び利用定員)

第 194 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を 29 人（以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの 1 日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）まで

表 (略)

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人まで

(設備及び備品等)

第 195 条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 宿泊室

ア～エ (略)

3・4 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告

<p>書の作成) 第 199 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員</p>	<p>に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第 9 項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担わせるものとする。 2～10 (略)</p> <p>(準用) 第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 13、第 59 条の 16、第 59 条の 17、第 87 条から第 90 条まで、第 93 条から第 95 条まで、第 97 条、第 98 条、第 100 条から第 104 条まで及び第 106 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 202 条において準用する第 100 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 59 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 89 条及び第 97 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 106 条中「第 82 条第 6 項」とあるのは「第 191 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～4 (略) (経過措置) 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130</p>
<p>書の作成) 第 199 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第 191 条第 13 項の規定により介護支援専門員を配置しているライフト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）については、研修修了者。以下この条において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第 9 項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担わせるものとする。 2～10 (略)</p> <p>(準用) 第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 13、第 59 条の 16、第 59 条の 17、第 87 条から第 90 条まで、第 93 条から第 95 条まで、第 97 条、第 98 条、第 100 条から第 104 条まで及び第 106 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 202 条において準用する第 100 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 59 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 87 条中「第 82 条第 12 項」とあるのは「第 191 条第 13 項」と、第 89 条及び第 97 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 106 条中「第 82 条第 6 項」とあるのは「第 191 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～4 (略) (経過措置) 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130</p>	<p>に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第 9 項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担わせるものとする。 2～10 (略)</p> <p>(準用) 第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 13、第 59 条の 16、第 59 条の 17、第 87 条から第 90 条まで、第 93 条から第 95 条まで、第 97 条、第 98 条、第 100 条から第 104 条まで及び第 106 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 202 条において準用する第 100 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 59 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 87 条中「第 82 条第 12 項」とあるのは「第 191 条第 13 項」と、第 89 条及び第 97 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 106 条中「第 82 条第 6 項」とあるのは「第 191 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～4 (略) (経過措置) 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130</p>

条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則7において同じ。)又は療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床、精神病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設を用いて供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートル以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができることは、同一の場所と

6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設を用いて供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設を用いて供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則7において同じ。)又は療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床、精神病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設を用いて供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートル以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができることは、同一の場所と

6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設を用いて供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

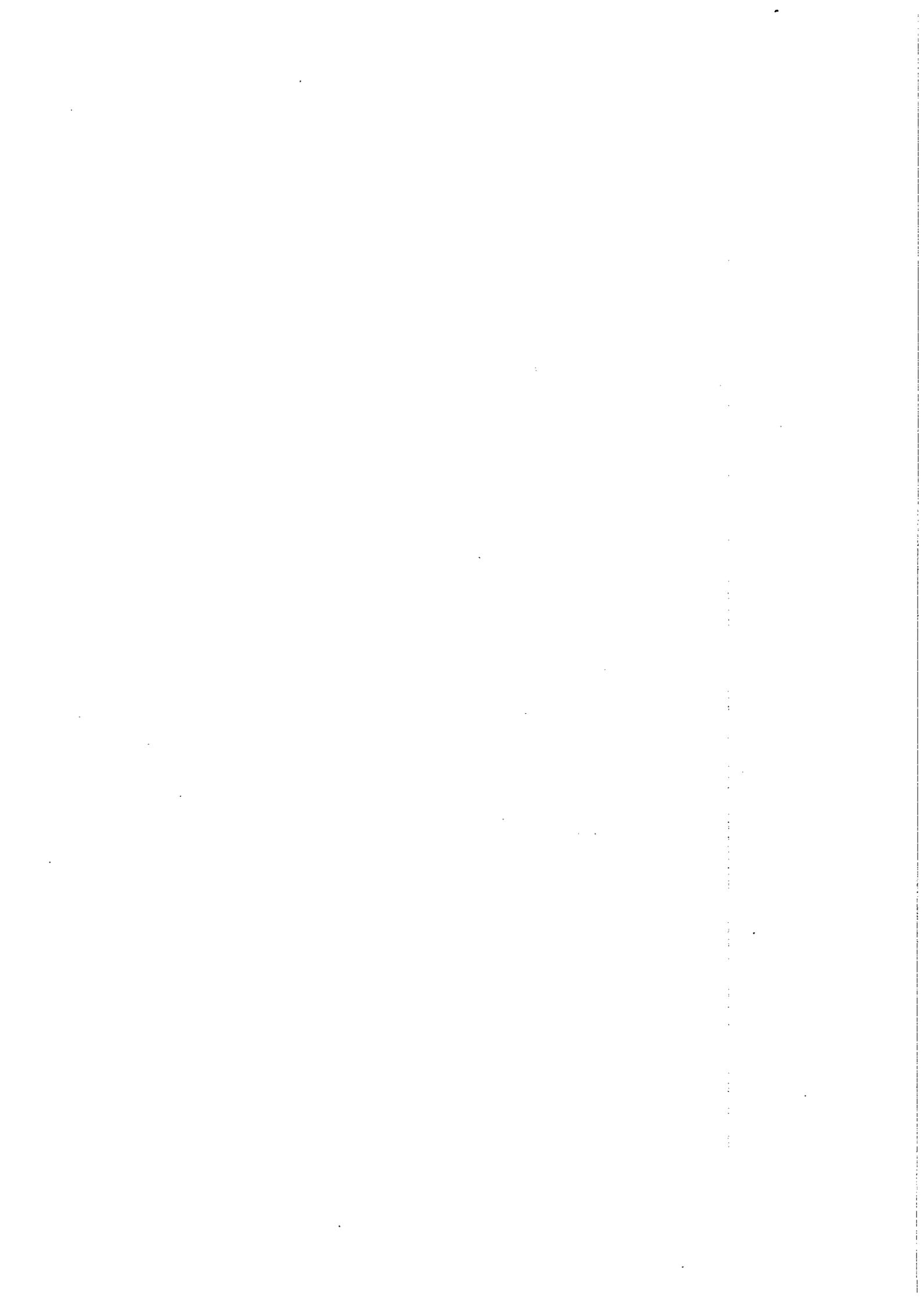
7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設を用いて供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

8 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の要情に応じた適当数

9 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。



議案第16号

渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年渋川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第16条中「))」を「)」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1

回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える

。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

滋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）
 新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(従業者の員数) 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定期型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下同じ。））の事業を行う者及び併設されている事業所において行われる指定期型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2～7 (略)</p>	<p>(従業者の員数) 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定期型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下同じ。））の事業を行う者及び併設されている事業所において行われる指定期型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2～7 (略)</u></p>
<p>(利用定員等) 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p>	<p>(利用定員等) 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p>

2 (略)

(心身の状況等の把握)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年渋川市条例第18号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。））第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いておくときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者等は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等がいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等がいずれかが併設されている場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービス事業所、随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は看護士

2 (略)

(心身の状況等の把握)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年渋川市条例第18号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。））第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いておくときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者等は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等がいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等がいずれかが併設されている場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービス事業所、随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は看護士

7～13 (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了してなければならぬ。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了してなければならぬ。

(協力医療機関等)

第60条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならぬ。

(管理者)

第72条 (略)

7～13 (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了してなければならぬ。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了してなければならぬ。

(協力医療機関等)

第60条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならぬ。

(管理者)

第72条 (略)

<p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p>	<p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わつた経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p>
<p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p>	<p>(身体的拘束等の禁止) 第78条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。</u></p>
<p>(身体的拘束等の禁止) 第78条 (略) 2 (略)</p>	<p>(協力医療機関等) 第83条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならぬ。</u></p>

議案第17号

渋川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条—第32条）

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）及び指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるとともに、法第79条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項の規定により指定

の更新について準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。

2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者は、渋川市暴力団排除条例(平成24年渋川市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115

条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 指定居宅介護支援事業所の管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2） 指定居宅介護支援事業所の管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録

する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域

をいう。以下同じ。)等を勧誘し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用

に係る対価をいう。第16条第5号を除き、以下同じ。)と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せ

について検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者に、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む

。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設へ

の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行うこととし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意することとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を当該居宅サービス計画に記載しなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と、当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第1項に規定する会議から、同条第2項に規定する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、同条第4項の規定に基づき、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（1） 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（2） 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなけ

ればならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の

提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成

又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号(同条第17号において準用する場合を含む。)に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号イに規定するモニタリングの結果の記録

- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第22条第1項に規定する従事者の勤務の体制等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）及び第13条に規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条及び前2章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。

理 由

介護保険法の改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を規定するため、条例を制定しようとするものである。

議案第18号

渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年渋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「作成のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

第33条第20号中「以下」を「次号及び第21号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(20)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
 に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(基本方針) 第4条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者又は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診</p>	<p>(基本方針) 第4条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設</p> <p>発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである</p> <p>明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>こと等につき説</p>

療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該療所又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

4 (略)

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

7 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) ~ (14) (略)

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

(15) ~ (19) (略)

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第21号において「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

(20)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。

(21) ~ (26) (略)

(21) ~ (26) (略)

議案第19号

澁川市介護保険法関係手数料条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

澁川市長 高木 勉

澁川市介護保険法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額等)

第2条 手数料を徴収する事務及びその額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収等)

第3条 手数料は、申請の際に徴収する。

2 納付した手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の額 (1件につき)
1 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	20,000円
2 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	20,000円

<p>3 法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスについて、同一の事業所における地域密着型サービス事業との一体的な運営をするため、1の項の申請を同時にする場合に係るものを除く。）</p>	<p>20,000円</p>
--	----------------

理 由

居宅介護支援事業所の指定権限移譲等により、新たに指定申請手数料を徴するため、条例を制定しようとするものである。

議案第20号

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

渋川市小口資金融資促進条例（平成18年渋川市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「設備資金」の次に「（土地に係る資金を除く。以下同じ。）」を加え、同条第4号中「6箇月」を「6か月」に改める。

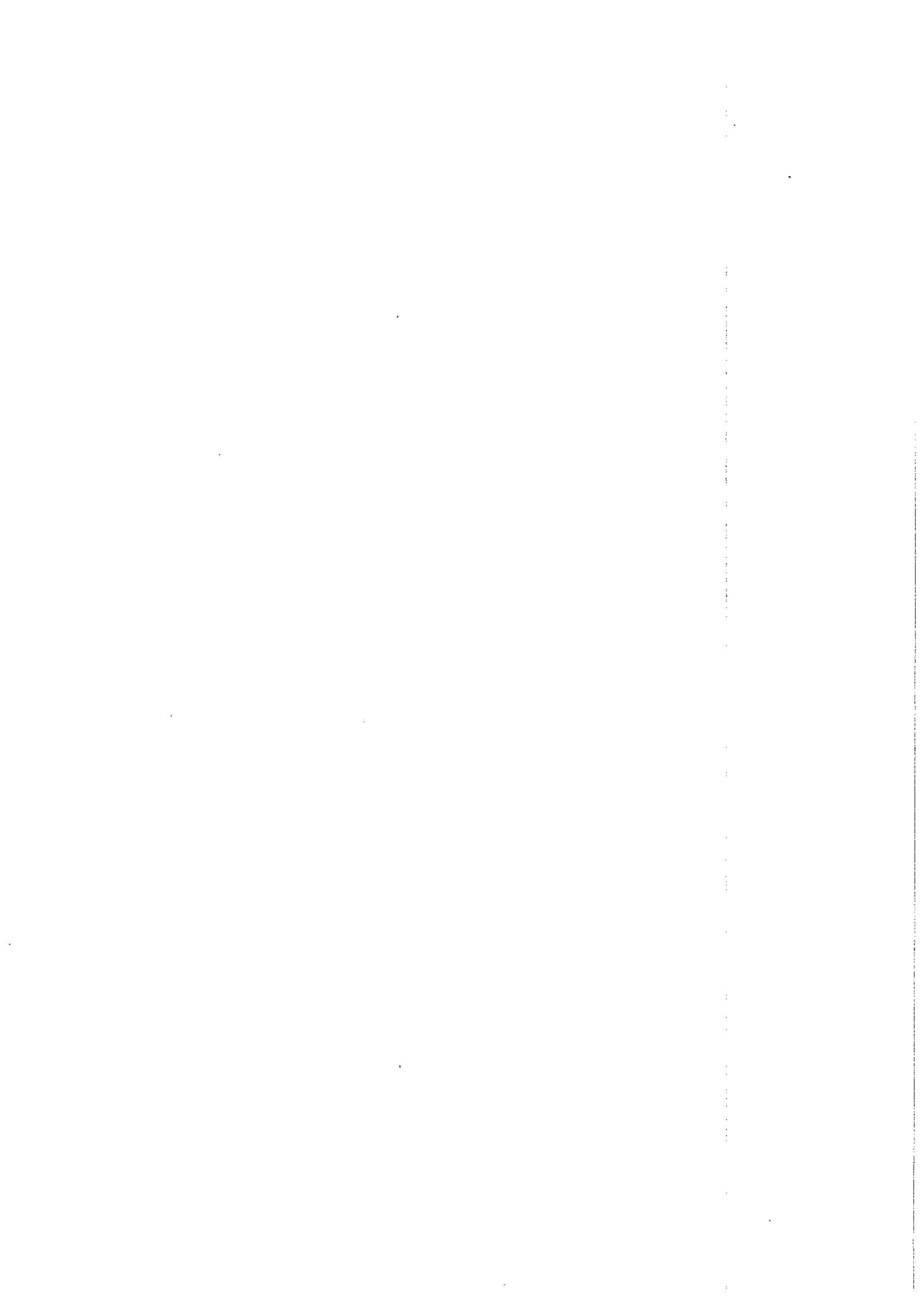
附則第2項の見出し中「借換」を「借換え」に改め、同項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

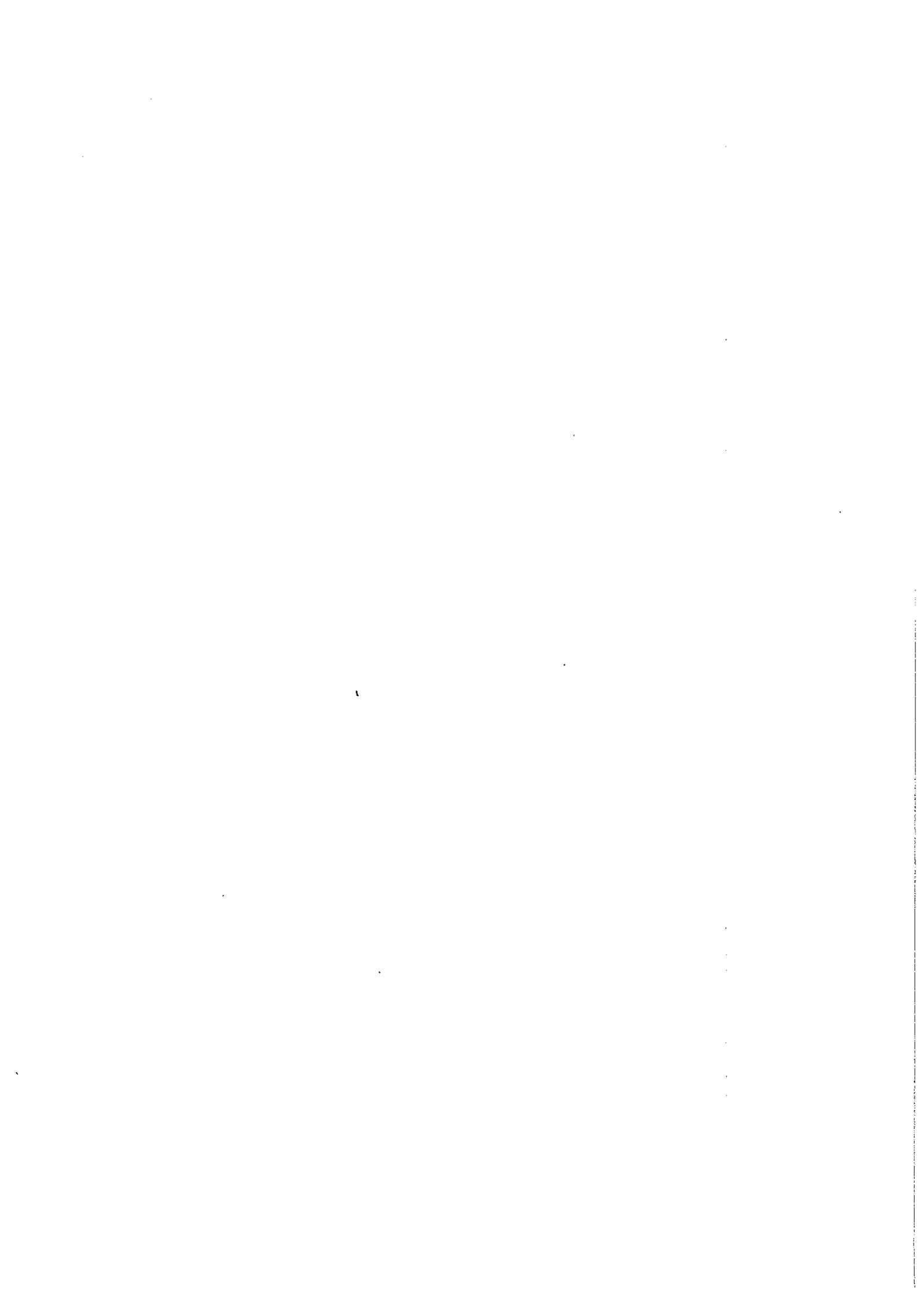
群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。



澁川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(融資条件) 第5条 契約金融機関がこの条例に基づいて行う融資の条件は、次に定めるところによるものとする。 (1) (略) (2) 資金の用途は、事業に必要な設備資金(土地に係る資金を除く。以下同じ。)及び運転資金とし、高利債務以外の肩代わり融資は認めないこと。 (3) (略) (4) 融資期間は、運転資金にあつては6年以内、設備資金にあつては8年以内とし、それぞれ6か月以内の据置期間を置くことができる。 (5) ～ (7) (略)</p> <p>附 則 (借換えの特例) 2 この条例に基づき資金の既往債務について、平成18年2月20日から平成31年3月31日までの間に融資申込みがあった場合に限り、この条例に基づき融資により借換えができるものとする。なお、借換えにおける条件及び手続等については、この条例に定めるもののほか、澁川市小口資金借換事務取扱要綱によるものとする。</p>	<p>(融資条件) 第5条 契約金融機関がこの条例に基づいて行う融資の条件は、次に定めるところによるものとする。 (1) (略) (2) 資金の用途は、事業に必要な設備資金及び運転資金とし、高利債務以外の肩代わり融資は認めないこと。 (3) (略) (4) 融資期間は、運転資金にあつては6年以内、設備資金にあつては8年以内とし、それぞれ6箇月以内の据置期間を置くことができる。 (5) ～ (7) (略)</p> <p>附 則 (借換の特例) 2 この条例に基づき資金の既往債務について、平成18年2月20日から平成30年3月31日までの間に融資申込みがあった場合に限り、この条例に基づき融資により借換えができるものとする。なお、借換えにおける条件及び手続等については、この条例に定めるもののほか、澁川市小口資金借換事務取扱要綱によるものとする。</p>
<p>(融資条件) 第5条 契約金融機関がこの条例に基づいて行う融資の条件は、次に定めるところによるものとする。 (1) (略) (2) 資金の用途は、事業に必要な設備資金(土地に係る資金を除く。以下同じ。)及び運転資金とし、高利債務以外の肩代わり融資は認めないこと。 (3) (略) (4) 融資期間は、運転資金にあつては6年以内、設備資金にあつては8年以内とし、それぞれ6か月以内の据置期間を置くことができる。 (5) ～ (7) (略)</p> <p>附 則 (借換えの特例) 2 この条例に基づき資金の既往債務について、平成18年2月20日から平成31年3月31日までの間に融資申込みがあった場合に限り、この条例に基づき融資により借換えができるものとする。なお、借換えにおける条件及び手続等については、この条例に定めるもののほか、澁川市小口資金借換事務取扱要綱によるものとする。</p>	<p>(融資条件) 第5条 契約金融機関がこの条例に基づいて行う融資の条件は、次に定めるところによるものとする。 (1) (略) (2) 資金の用途は、事業に必要な設備資金及び運転資金とし、高利債務以外の肩代わり融資は認めないこと。 (3) (略) (4) 融資期間は、運転資金にあつては6年以内、設備資金にあつては8年以内とし、それぞれ6箇月以内の据置期間を置くことができる。 (5) ～ (7) (略)</p> <p>附 則 (借換の特例) 2 この条例に基づき資金の既往債務について、平成18年2月20日から平成30年3月31日までの間に融資申込みがあった場合に限り、この条例に基づき融資により借換えができるものとする。なお、借換えにおける条件及び手続等については、この条例に定めるもののほか、澁川市小口資金借換事務取扱要綱によるものとする。</p>



議案第 21 号

渋川市営住宅等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市営住宅等条例の一部を改正する条例

渋川市営住宅等条例（平成 18 年渋川市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 3 項中「1 箇月」を「1 か月」に改める。

第 19 条第 1 項中「3 箇月」を「3 か月」に改める。

第 30 条第 2 項中「6 箇月」を「6 か月」に改める。

第 38 条第 2 項中「前項の検査」を「同項の検査」に改める。

第 39 条第 1 項第 2 号中「3 箇月」を「3 か月」に改め、同条第 5 項中「6 箇月」を「6 か月」に改める。

別表単独住宅の表中「6」を「7」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

単独住宅北牧団地の戸数変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。



茨川市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(家賃の納付) 第18条 (略) 2 (略) 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合、又は市営住宅を明け渡した場 合において、その月の使用期間が<u>1か月</u>に満たないときは、その月分の家 賃は日割計算による。 4 (略)</p>	<p>(家賃の納付) 第18条 (略) 2 (略) 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合、又は市営住宅を明け渡した場 合において、その月の使用期間が<u>1箇月</u>に満たないときは、その月分の家 賃は日割計算による。 4 (略)</p>
<p>(敷金) 第19条 市長は、入居者から入居時における<u>3か月</u>分の家賃に相当する金 額の敷金を徴収する。 2～4 (略)</p>	<p>(敷金) 第19条 市長は、入居者から入居時における<u>3箇月</u>分の家賃に相当する金 額の敷金を徴収する。 2～4 (略)</p>
<p>(高額所得者に対する明渡請求) 第30条 (略) 2 前項の期限は、同項の規定による請求を行う日の翌日から起算して<u>6か 月</u>を経過した日以後の日でなければならない。 3・4 (略)</p>	<p>(高額所得者に対する明渡請求) 第30条 (略) 2 前項の期限は、同項の規定による請求を行う日の翌日から起算して<u>6箇 月</u>を経過した日以後の日でなければならない。 3・4 (略)</p>
<p>(市営住宅の明渡し時の検査) 第38条 (略) 2 前項の場合において、入居者が市営住宅を模様替えし、若しくは増築し 、又は市営住宅敷地内に工作物を設置しているときは、同項の検査のとき までに、入居者の費用でこれを原状回復し、又は撤去しなければなら ない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(市営住宅の明渡し時の検査) 第38条 (略) 2 前項の場合において、入居者が市営住宅を模様替えし、若しくは増築し 、又は市営住宅敷地内に工作物を設置しているときは、前項の検査のとき までに、入居者の費用でこれを原状回復し、又は撤去しなければなら ない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>(市営住宅の明渡請求) 第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者 に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) (略) (2) 入居者が家賃を<u>3か月</u>分以上滞納したとき。</p>	<p>(市営住宅の明渡請求) 第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者 に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) (略) (2) 入居者が家賃を<u>3箇月</u>分以上滞納したとき。</p>

<p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>5 市長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の<u>6</u>か月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>別表(第3条関係) 市営住宅 (略)</p> <p>再開発住宅 (略)</p> <p>特定公共賃貸住宅 (略)</p> <p>単独住宅</p>	<p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>5 市長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の<u>6</u>箇月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>別表(第3条関係) 市営住宅 (略)</p> <p>再開発住宅 (略)</p> <p>特定公共賃貸住宅 (略)</p> <p>単独住宅</p>	<table border="1"> <tr> <td>北牧団地</td> <td>渋川市北牧948番地1</td> <td>平成10年度</td> <td><u>6</u></td> <td>木造平屋建2棟</td> </tr> </table> <p>特定単独賃貸住宅 (略)</p> <p>定住促進住宅 (略)</p>	北牧団地	渋川市北牧948番地1	平成10年度	<u>6</u>	木造平屋建2棟	<table border="1"> <tr> <td>北牧団地</td> <td>渋川市北牧948番地1</td> <td>平成10年度</td> <td><u>7</u></td> <td>木造平屋建2棟</td> </tr> </table> <p>特定単独賃貸住宅 (略)</p> <p>定住促進住宅 (略)</p>	北牧団地	渋川市北牧948番地1	平成10年度	<u>7</u>	木造平屋建2棟
北牧団地	渋川市北牧948番地1	平成10年度	<u>6</u>	木造平屋建2棟									
北牧団地	渋川市北牧948番地1	平成10年度	<u>7</u>	木造平屋建2棟									

議案第 22 号

渋川市借上賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市借上賃貸住宅条例の一部を改正する条例

渋川市借上賃貸住宅条例（平成 18 年渋川市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号イ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 18 条第 1 号中「第 17 条第 1 項各号」を「前条第 1 項各号」に改める。

第 20 条第 3 項中「1 箇月」を「1 か月」に改める。

第 21 条第 1 項中「3 箇月」を「3 か月」に改める。

第 26 条第 1 項中「届出て」を「届け出て」に改める。

第 27 条第 2 項第 2 号中「3 箇月」を「3 か月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公営住宅法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市借上賃貸住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(入居申込者の資格) 第7条 借上賃貸住宅に入居の申込みをすることができる者は、国税及び地方税を完納し、現に住宅に困窮して、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1) (略) (2) 高齢者等借上賃貸住宅</p> <p>ア 市内に住所又は勤務する場所を有する者</p> <p>イ 入居の申込みをした日において、年齢65歳以上の一人暮らしの者若しくは年齢60歳以上の者とその扶養親族（同一生計配偶者を含む。）とで構成される世帯又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されているもので、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が4級以上であるものを含む世帯</p> <p>ウ その者の収入が令第2条第2項に規定する収入の区分のうち最下位の次に区分される収入の額以下の者</p> <p>エ 自立して日常生活を営むことができる者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(家賃の決定) 第18条 市長は、借上賃貸住宅の入居者等の収入を認定し、次に定めるところにより、当該入居者等の家賃を決定するものとする。</p> <p>(1) 認定した収入の額が前条第1項各号に規定する収入を超える入居者の家賃は、第16条第1項で定める借上料の額とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(家賃の納付) 第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入居者が新たに借上賃貸住宅に入居した場合は借上賃貸住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1か月未満に満たないときは、その月</p>	<p>(入居申込者の資格) 第7条 借上賃貸住宅に入居の申込みをすることができる者は、国税及び地方税を完納し、現に住宅に困窮して、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1) (略) (2) 高齢者等借上賃貸住宅</p> <p>ア 市内に住所又は勤務する場所を有する者</p> <p>イ 入居の申込みをした日において、年齢65歳以上の一人暮らしの者若しくは年齢60歳以上の者とその扶養親族（控除対象配偶者を含む。）とで構成される世帯又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されているもので、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が4級以上であるものを含む世帯</p> <p>ウ その者の収入が令第2条第2項に規定する収入の区分のうち最下位の次に区分される収入の額以下の者</p> <p>エ 自立して日常生活を営むことができる者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(家賃の決定) 第18条 市長は、借上賃貸住宅の入居者等の収入を認定し、次に定めるところにより、当該入居者等の家賃を決定するものとする。</p> <p>(1) 認定した収入の額が第17条第1項各号に規定する収入を超える入居者の家賃は、第16条第1項で定める借上料の額とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(家賃の納付) 第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入居者が新たに借上賃貸住宅に入居した場合は借上賃貸住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1箇月未満に満たないときは、その月</p>

<p>分の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 (略)</p> <p>(敷金)</p> <p>第21条 市長は、借上賃貸住宅の入居決定者から入居時における<u>3か月分</u>の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(明渡し)</p> <p>第26条 借上賃貸住宅の入居者は、当該借上賃貸住宅を明け渡そうとするときは、その日の5日前までに市長に<u>届出て</u>、指定職員の検査を受けなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(借上賃貸住宅の明渡請求等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し期日を指定して、当該借上賃貸住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入居者が家賃を<u>3箇月分</u>以上滞納したとき。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>分の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 (略)</p> <p>(敷金)</p> <p>第21条 市長は、借上賃貸住宅の入居決定者から入居時における<u>3か月分</u>の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(明渡し)</p> <p>第26条 借上賃貸住宅の入居者は、当該借上賃貸住宅を明け渡そうとするときは、その日の5日前までに市長に<u>届けて</u>、指定職員の検査を受けなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(借上賃貸住宅の明渡請求等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し期日を指定して、当該借上賃貸住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入居者が家賃を<u>3か月分</u>以上滞納したとき。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>分の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 (略)</p> <p>(敷金)</p> <p>第21条 市長は、借上賃貸住宅の入居決定者から入居時における<u>3箇月分</u>の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(明渡し)</p> <p>第26条 借上賃貸住宅の入居者は、当該借上賃貸住宅を明け渡そうとするときは、その日の5日前までに市長に<u>届出て</u>、指定職員の検査を受けなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(借上賃貸住宅の明渡請求等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し期日を指定して、当該借上賃貸住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入居者が家賃を<u>3箇月分</u>以上滞納したとき。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>分の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 (略)</p> <p>(敷金)</p> <p>第21条 市長は、借上賃貸住宅の入居決定者から入居時における<u>3か月分</u>の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(明渡し)</p> <p>第26条 借上賃貸住宅の入居者は、当該借上賃貸住宅を明け渡そうとするときは、その日の5日前までに市長に<u>届けて</u>、指定職員の検査を受けなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(借上賃貸住宅の明渡請求等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し期日を指定して、当該借上賃貸住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入居者が家賃を<u>3か月分</u>以上滞納したとき。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	--	--	--

議案第 23 号

渋川市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市公園条例の一部を改正する条例

渋川市公園条例（平成 27 年渋川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「建築面積」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。

）第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 8 条第 1 項中「都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第 24 条第 3 項中「第 14 条第 4 号」を「同条第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

都市公園法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(公園施設の建築面積等の基準) 第7条 (略) 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)) 第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>(公園施設の建築面積の基準の特例) 第8条 政令 第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 2～4 (略)</p> <p>(占用の許可) 第24条 (略) 2 (略) 3 第1項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造及び第14条各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合における回条第4号の規定の適用については、同号中「都市公園」とあるのは「その他公園」とする。 4 (略)</p>	<p>(公園施設の建築面積の基準) 第7条 (略)</p> <p>(公園施設の建築面積の基準の特例) 第8条 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。) 第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 2～4 (略)</p> <p>(占用の許可) 第24条 (略) 2 (略) 3 第1項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造及び第14条各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合における回条第4号の規定の適用については、同号中「都市公園」とあるのは「その他公園」とする。 4 (略)</p>